

11月24日 記者会見まで

**非公開**

令和3年11月2日  
部長会議資料

## 第五次長野市男女共同参画基本計画(案)

令和3(2021)年11月

長野市



# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	2
第2章	男女共同参画・女性活躍を取り巻く状況	
1	国際社会及び国、県の動向	3
	(1) 国際社会の動向	
	(2) 国の動向	
2	長野市のこれまでの取組と今後の課題	
	(1) 第四次基本計画の評価指標の達成状況	5
	(2) 第五次基本計画において取り組むべき課題	
	ア 人口の状況	8
	イ 男女共同参画に関する啓発周知と市民意識の醸成	9
	ウ 方針決定過程への多様な視点の反映	10
	エ 働く場における女性の進出と活躍の実現	11
	オ ワーク・ライフ・バランスの実現	13
	カ DVの防止や貧困などの困難を抱える女性への支援	14
第3章	計画の全体像	
1	計画の基本方針	15
2	本市が目指すべき姿	15
3	基本目標	
	(1) あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	15
	(2) 安心・安全に暮らせる社会づくり	15
	(3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	16
4	持続可能な開発目標（SDGs）との関連	17
5	計画体系図	18
6	基本目標、主要課題及び基本施策	
	基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	
	主要課題1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	21
	主要課題2 地域活動等における男女共同参画の推進	24
	主要課題3 働く場等における女性活躍の推進	
	【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	29
	主要課題4 仕事と生活の調和の促進	
	【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	35
	基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり	
	主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
	【DV防止法に基づく市町村基本計画】	41
	主要課題6 困難を抱える女性が安心して暮らせる支援と多様な性の尊重	45
	主要課題7 生涯を通じた女性の健康支援	48
	基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
	主要課題8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成	50

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を図り、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担うため、市、市民及び事業者等が力を合わせ、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

平成15（2003）年4月に制定しました「長野市男女共同参画推進条例」に基づき、「長野市男女共同参画基本計画」を第四次まで策定を重ね、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策を推進してまいりました。

特に、「第四次長野市男女共同参画基本計画」（以下「第四次基本計画」という。）では、少子高齢化の進行による人口減少社会への突入やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により刻々と変化する社会経済情勢への対応など、男女共同参画を取り巻く環境が多様化する社会において、働いている、今後働こうとする女性への取組が緊急かつ重要な課題であると位置付け、女性活躍に係る取組を推進してまいりました。しかし、社会において女性の力が十分に発揮されているとは言えず、性別にまつわる格差や不平等、困難の解消には未だに至っておりません。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、労働環境や家庭環境を含む社会環境は急激に変化しています。特に、女性に対しては、休業・失業等による経済的困窮やDVの深刻化、家庭生活における家事や育児、介護等の負担増などの深刻な課題が顕在化し、男女共同参画の重要性を改めて認識する一方で、これを契機として、テレワークやICTの活用など、場所の制約を受けない柔軟な働き方などに対する意識が高まりつつあります。

「第五次長野市男女共同参画基本計画」（以下「第五次基本計画」という。）は、これらの状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、女性活躍をより一層推進するとともに、様々な課題に対して効果的な施策を展開していくため、取組の方向性を示すことを目的に策定するものです。

## 2 計画の基本理念

「長野市男女共同参画推進条例」第3条に規定している以下に掲げる5つの事項を基本理念とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際社会の動向への配慮

### 3 計画の位置付け

第五次基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長野市男女共同参画推進条例」第11条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本計画であり、「第五次長野市総合計画」の個別計画として策定します。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画に位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画としても位置付けます。

### 4 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 男女共同参画・女性活躍を取り巻く状況

### 1 国際社会及び国、県の動向

#### (1) 国際社会の動向

平成7（1995）年、北京で開催された第4回世界女性会議において、21世紀に向けた女性の地位向上のための世界ビジョンである「北京宣言・行動綱領」が採択されて以降、国際社会においては、国際連合（以下「国連」という。）などによる男女共同参画推進に関する取組が進むとともに、各国において、政治や経済分野などで女性の進出が顕著になっています。

平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」では「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」として17の目標が掲げられています。その5番目には、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを行う」が掲げられ、2030年までに「誰一人取り残さない」ことを目指して取り組むことが宣言されています。

国際的に見た日本の社会進出における男女格差は、世界経済フォーラムが令和3（2021）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）によると、測定可能な156か国中、総合順位120位（前年は153か国中121位）で、前年と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、特に、「経済」及び「政治」における順位で世界各国と比較して低い状況が続いています。

#### (2) 国の動向

国においては、男女共同参画推進のための様々な取組を進めてきており、今日の社会情勢の変化を踏まえ、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、次の4つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## <主な動き>

### ■ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成30（2018）年5月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、令和3（2021）年には一部改正されました。国及び地方公共団体は、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等の基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると定められました。

### ■ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定

平成30（2018）年7月、雇用の分野における長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現、雇用の形態に関わらない公正な待遇の確保等を目指す「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、ワーク・ライフ・バランスの実現や個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方の選択が実現できる社会が求められています。

### ■ 「女性活躍推進法」の改正

令和元（2019）年6月に、「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、パワー・ハラスメント等の防止対策の強化などが定められました。

令和4（2022）年4月1日からは、一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者101人以上の事業主に拡大されることになりました。

### ■ 「児童福祉法」等の改正

令和元（2019）年6月に、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に関する「児童虐待防止対策の強化を求めるための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、その中で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」も改正され、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、DV被害者支援と児童虐待対応との連携強化が求められています。

## 2 長野市のこれまでの取組と今後の課題

第四次基本計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、10の評価指標に対し、男女共同参画・女性活躍の推進に関する施策に取り組んできました。

### (1)第四次基本計画の評価指標の達成状況

#### A 性別による固定的な役割分担の意識度（市男女共同参画に関する市民意識と実態調査）

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
「男性は仕事、女性は家事・育児」という、性別による固定的な役割分担意識に反対する市民の割合	63.9%	63.9%	66.9%	66.6%	70%	性別による固定的な役割分担意識の醸成を更に図り、反対する市民の増加を目指します。

「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について、「反対」及び「どちらかといえば反対」という回答割合は66.6%で、初期値の平成30年度に比べ、2.7ポイント増加しています。

#### B 男女共同参画に対する認識度（市男女共同参画に関する市民意識と実態調査）

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
「男女共同参画社会」という、言葉の意味を知っている市民の割合	46.8%	42.6%	38.7%	43.7%	80%	男女が共に個性と能力を發揮し、責任を分かち合う社会の実現のため、市民の理解の増加を目指します。

言葉の意味を「知っている」という回答割合は43.7%で、初期値の平成30年度に比べ、3.1ポイント減少しています。

#### C 市の政策・方針決定過程への女性の参画度（「地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査」のうち、条例設置の審議会等の状況）

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
審議会等への女性の参画度	39.1%	39.6%	38.0%	37.2%	40%	委員の数が男女とも40%以上になることを目指します。

審議会等委員への女性の参画率は37.2%で、初期値の平成30年度に比べ、1.9ポイント減少しています。

#### D 地域の方針決定の場への女性の参画度（住民自治協議会最高議決機関への女性の参画状況）

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
住民自治協議会の役員（評議員、評議員、委員、代議員等）への女性の参画率	16.0%	16.8%	17.5%	16.8%	30%	住民自治協議会に女性の参画を促し、女性役員の増加を目指します。

住民自治協議会役員への女性の参画率は16.8%で、初期値の平成30年度に比べ、0.8ポイント増加しています。

地区活動の主体である住民自治協議会への女性の参画率は、平成21(2009)年度の発足時の



16.8%から現在まで、ほとんど変わっていません。

#### E 長野市役所における管理的地位にある職員に占める女性の割合（長野市役所特定事業主行動計画）

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
長野市役所における課長相当職以上に占める女性職員の割合（消防職員を除く）	6.7%	5.3%	5.0%	5.1%	8%	長野市の女性活躍の牽引役として、長野市役所特定事業主行動計画に基づき、課長相当職以上の女性職員の増加を目指します。

長野市役所における課長相当職以上に占める女性職員の割合は5.1%で、初期値の平成30年度に比べ、1.6ポイント減少しています。

#### F 男性の家事への参画度(市男女共同参画に関する市民意識と実態調査)

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
男性の平日1日当たりの家事従事時間が1時間以上の割合	34.6%	36.7%	39.0%	38.0%	40%	男性の平日1日当たりの家事従事時間の増加を目指します。

平日における男性の1日当たりの家事従事時間が1時間以上の割合は38.0%で、初期値の平成30年度に比べ、3.4ポイント増加しています。

#### G ワーク・ライフ・バランスの認識度(市男女共同参画に関する市民意識と実態調査)

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の言葉も内容も知っている市民の割合	34.4%	38.1%	36.4%	35.2%	50%	自ら希望するバランスで様々な活動を展開できることの重要性について、市民の半数以上の理解を目指します。

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の言葉も内容も知っている市民の割合は35.2%で、初期値の平成30年度に比べ、0.8ポイント増加しています。

しかし、性別で見ると、男性は「言葉も内容も知っている」という回答が最も多く、37.0%であるのに対して、女性は「知らない（35.0%）」が最も多くなっています。

#### H 長野市役所における男性職員の育児休業取得率(長野市役所特定事業主行動計画)

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
長野市役所における育児休業を取得する正規男性職員の割合	4.7%	12.8%	13.8%		8%	長野市の女性活躍の牽引役として、長野市役所特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児休業取得者の増加を目指します。

長野市役所における育児休業を取得する正規男性職員の割合は13.8%で、初期値の平成30年度に比べ、9.1ポイント増加しています。

しかし、男性職員の育児休業取得率は増加傾向にあるものの、女性職員の取得率が100%であるのに対して、男性は13.8%と依然として低くなっています。

#### Ⅰ DV被害に対する市の対応窓口の認知度（市男女共同参画に関する市民意識と実態調査）

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合	23.1%	27.2%	20.3%	16.8%	50%	DV被害にあったとき、当事者又はその周囲の人が相談する場所について、市民の半数以上の認知を目指します。

DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合は16.8%で、初期値の平成30年度に比べ、6.3ポイント減少しています。

DVにあったときの相談窓口として、知っているという回答が最も多かったのは、「県警（警察安全相談窓口）」で約5割（54.9%）となっています。次いで、「特になし」（30.2%）、「女性の人権ホットライン」（19.2%）の順となっていて、市の相談窓口の認知度は、「長野市福祉事務所」（12.5%）、「長野市男女共同参画センター」（9.5%）となっています。

#### Ⅱ DVなどの身近な暴力は人権侵害であるとの認知度（市男女共同参画に関する市民意識と実態調査）

内 容	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	目標値 (2021年度)	評価指標
DVなどの身近な暴力はどんな場合でも人権侵害だと思う市民の割合	78.0%	78.5%	79.8%	78.3%	80%	DVがどのような場合でも人権侵害に当たることへの認識を増やすことを目指します。

DVなどの身近な暴力はどんな場合でも人権侵害だと思う市民の割合は78.3%で、初期値の平成30年度に比べ、0.3ポイント増加しています。

特に、「どんな場合でも重大な人権侵害にあたる」（56.2%）が最も多い回答となっています。

## (2) 第五次基本計画において取り組むべき課題

平成15（2003）年の条例施行から、「長野市男女共同参画基本計画」を第四次まで策定を重ね、計画に基づく様々な施策を推進してきましたが、現状を見ると、以前として多くの課題が残されています。

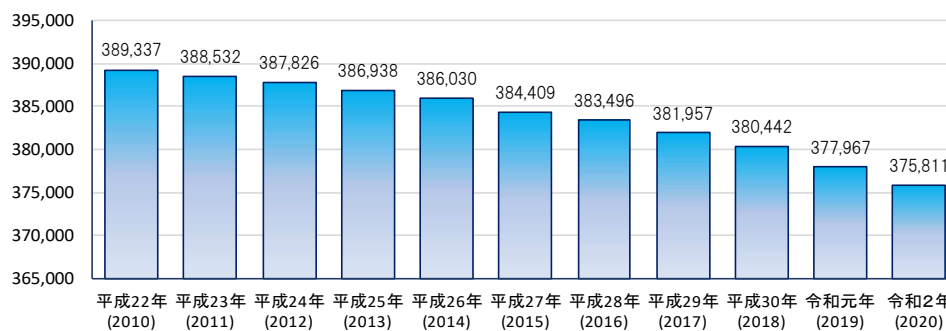
### ア 人口の状況

本市の人口は、平成22（2010）年の約38万9千人をピークに減少を続けています。年齢別の人口構成比は、年少人口（15歳未満）割合が年々減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）割合は年々増加し少子・高齢化が進んでいます。

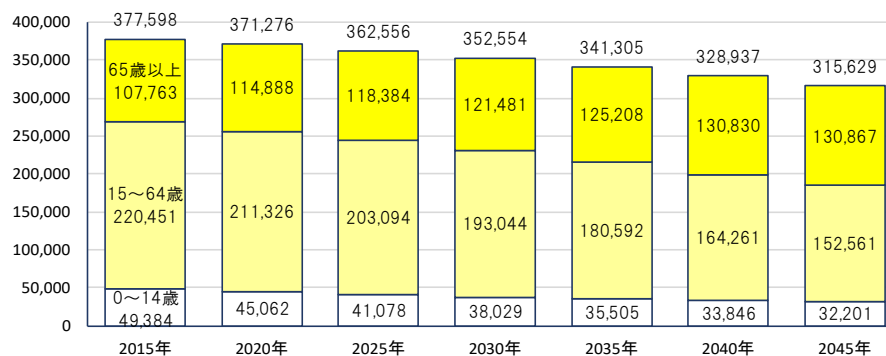
国立社会保障・人口問題研究所の推計では、人口は令和27（2045）年には315,629人で、ピーク時の平成22（2010）年比18.9%減となる見込みです。生産年齢人口も平成27（2015）年の220,451人から令和27（2045）年には152,561人となり、ピーク時の30.7%減となる見込みです。

【図1-1、図1-2】

【図1-1】 年次別人口動態



【図1-2】 将来の男女5歳階級別推計人口  
(2015年は国勢調査による実績値)



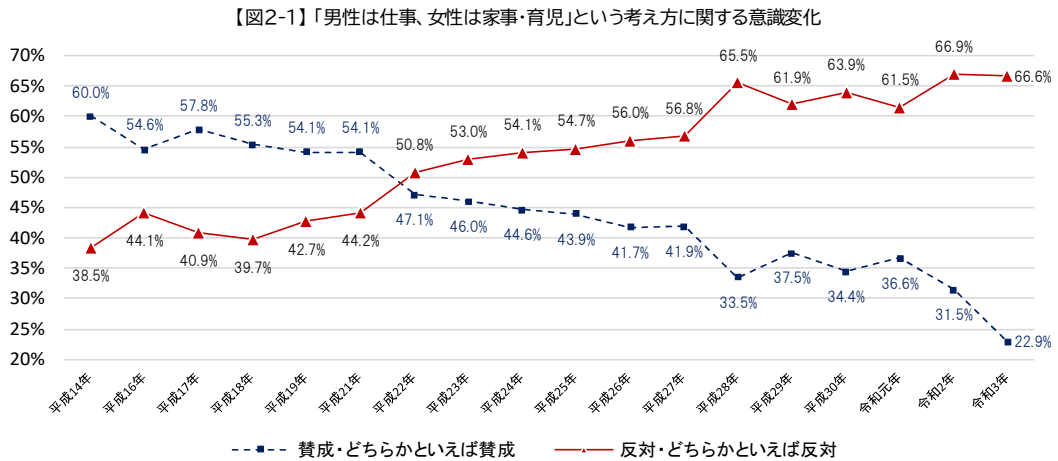
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を元に作成。

全国的に、未婚化や晩婚化の進展などに伴い、令和元(2019)年の出生数が86万5千人で、過去最低を大きく更新するとともに、高齢化率が28.4%(令和元(2019)年10月1日現在)になるなど、社会・経済の担い手不足を懸念する声が高まっており、多様な人材の能力の活用などの観点から、重要な担い手としての女性の役割が期待されています。

## イ 男女共同参画に関する啓発周知と市民意識の醸成

### (ア) 固定的な性別役割分担意識について

「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について、「賛成」及び「どちらかといえば賛成」という回答割合の合計は22.9%、一方、「反対」及び「どちらかといえば反対」という回答割合の合計は66.6%となっています。前年に比べ、前者は8.6ポイント減少し、後者は0.3ポイント減少しています。【図2-1（男女共同参画に関する市民意識と実態調査）】



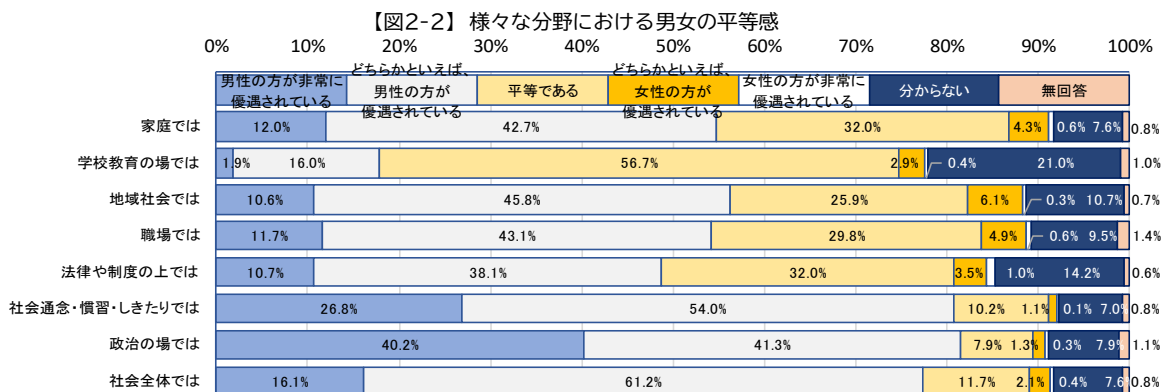
平成14（2002）年には、「賛成」または「どちらかといえば賛成」という回答が60.0%であったものが、年々減少し、平成22（2010）年には「反対」または「どちらかといえば反対」という回答が上回り、意識の変化が見られます。

しかし、「賛成」または「どちらかといえば賛成」と肯定的な意識に下げ止まりの傾向が見られます。令和3（2021）年度調査結果では、男性は24歳以下を除くすべての世代の約2割から5割が、女性では20歳未満を除くすべての世代の約1割から2割が「賛成」または「どちらかといえば賛成」と考えており、多くの世代に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在すると考えられ、その解消に向けた取組の推進が必要です。

### (イ) 様々な分野における男女の平等感

「学校教育（56.7%）」、「家庭（32.0%）」や「法律や制度（32.0%）」において、「平等である」と感じている割合が高いです。【図2-2（令和3年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査）】

一方、「政治（81.5%）」「社会通念・慣習・しきたり（80.8%）」「社会全体（77.3%）」では、「男性が優位」と感じる割合が非常に高いことから、あらゆる場面において、男女共同参画及び女性活躍を加速するための取組が必要です。



## ウ 方針決定過程への多様な視点の反映

少子高齢化や人口減少が深刻化する現代において、女性の活躍推進は、多様な視点によるイノベーションの促進と活性化が期待できることから、あらゆる分野における方針決定過程への女性の参画が不可欠です。

これらの状況から、政治、経済、公共分野等、あらゆる意思決定の場において、女性の参画拡大を進めていく必要があります。

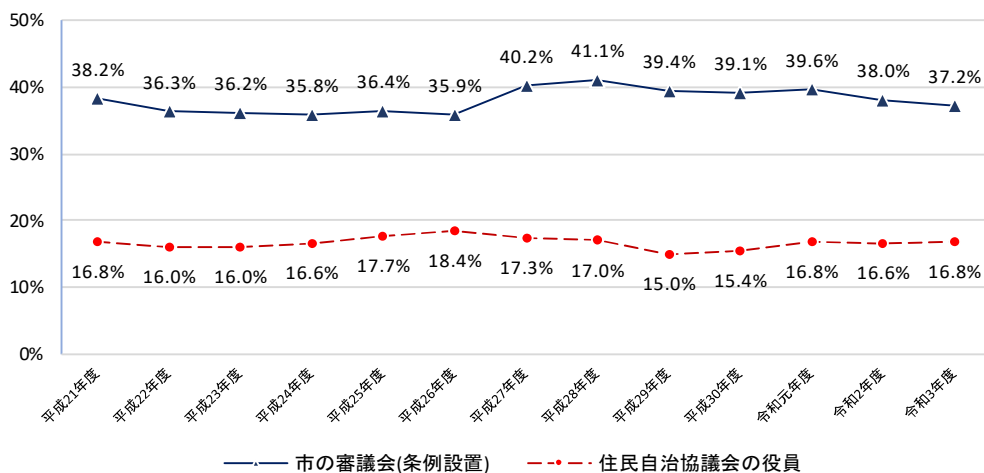
### (7) 各分野の方針決定過程への女性の参画拡大

第四次基本計画の評価指標である「本市審議会等における女性の参画率」では、男女ともに40%以上になることを目指していますが、目標値には、わずかに達していない状況となっています。また、地域活動の根幹となる住民自治協議会における役員等への女性の参画率は17%前後で推移しており、住民自治協議会の本格稼働以降、ほとんど変わっていません。

【図2-3(女性の公職等参画状況調査)】

審議会等における委員については、条例の規定が「関係区域の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員及び市長が必要と認めるもの」から委嘱するなどとなっており、推薦団体・公募枠において女性の推薦・応募が少ないことが挙げられています。

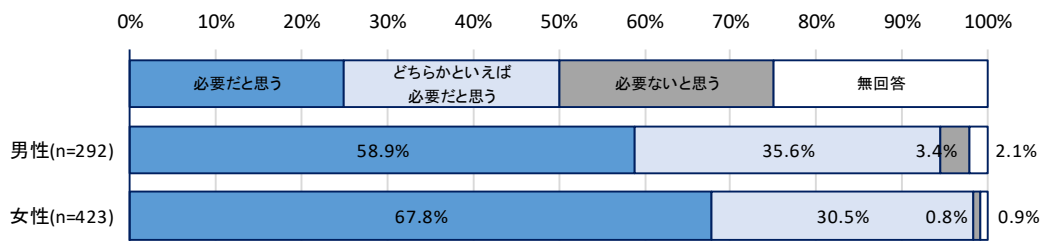
【図2-3】女性の公職等参画状況(年度別推移)



### (イ) 方針決定の場などへの女性活躍の必要性について

方針決定の場への女性の参画や女性の職域拡大、女性の活躍の必要性に関しては、男女ともに「必要だと思う」という回答が最も多い回答となっています。【図2-4 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査)】

【図2-4】方針決定の場への女性の参画や女性の職域拡大等、女性活躍の必要性について



## エ 働く場における女性の進出と活躍の実現

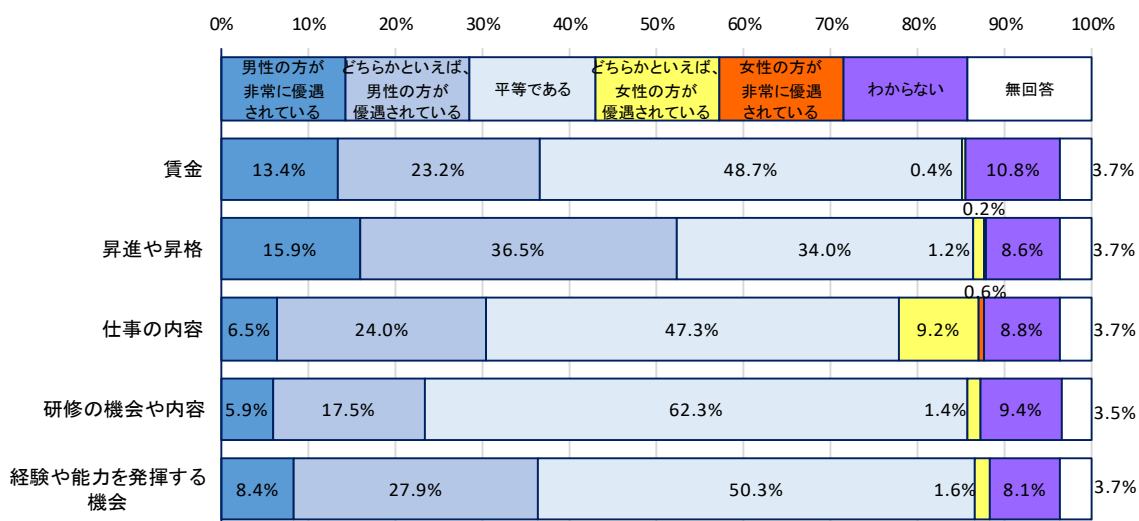
25歳から44歳までの女性の有業率は上昇しており、いわゆるM字カーブは着実に解消されつつありますが、一方で、出産・育児などで退職する女性も多く、再度働きたいと思っても、正規での就労は難しいのが実情です。

働く場における男女間の不平等を解消し、均等な機会と待遇が確保されるよう、企業への啓発などを行うとともに、女性のキャリアアップや能力、意識の向上を支援していく必要があります。

### (7) 職場における男女の平等について

職場における次の5項目に関して、男女が平等であるかを尋ねたところ、「昇進や昇格」以外の項目では「平等である」という回答が最も多くなっていますが、「昇進や昇格」に関しては、「男性の方が優遇されている」という回答が最も多くなっています。「女性の方が優遇されている」という回答合計が最も多いのは、「仕事の内容」9.8%となっていますが、この項目における「男性の方が優遇されている」という回答合計は30.5%で、女性を上回っています。【図2-5（令和3年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査）】

【図2-5】職場における男女平等について 全体(n=491)

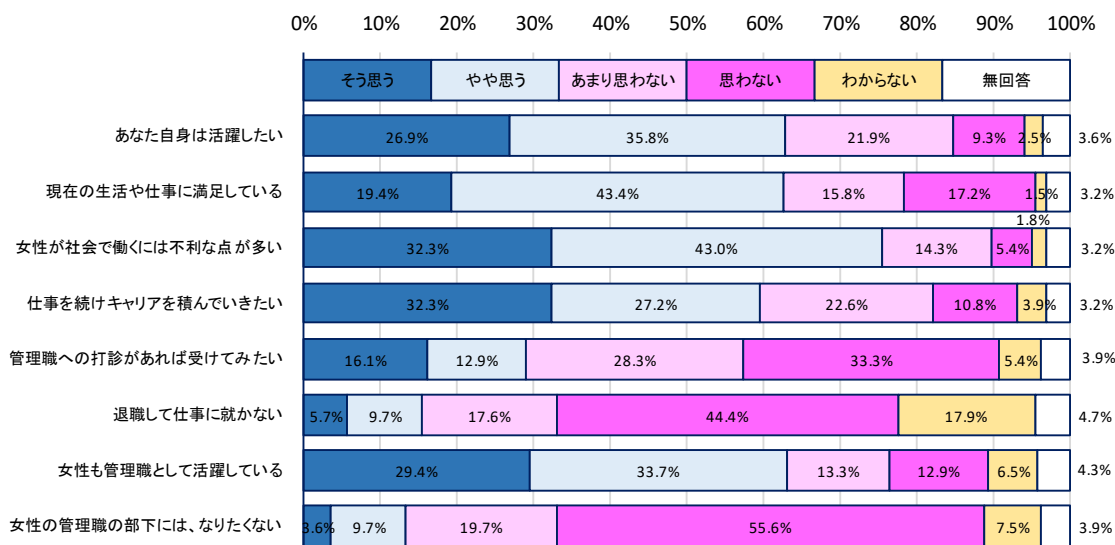


### (イ) 女性の就労意識について

職業についている女性の方に尋ねたところ、「女性が社会で働くには不利な点が多い（32.3%）」、「仕事を続けキャリアを積んでいきたい（32.3%）」、「女性も管理職として活躍している（29.4%）」、「あなた自身は活躍したい（26.9%）」の順で、「そう思う」と考えている割合が高くなっています。

一方で、「思わない」と考えている割合が高いのは、「女性の管理職の部下には、なりたくない（55.6%）」、「退職して仕事に就かない」（44.4%）、「管理職への打診があれば受けてみたい」（33.3%）となっています。【図2-6（令和3年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査）】

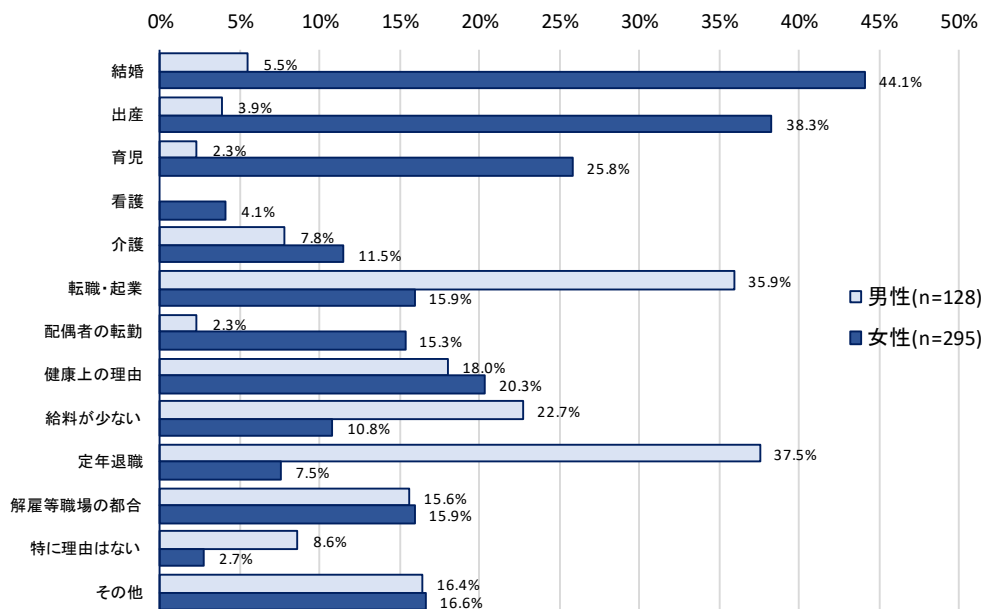
【図2-6】女性の就労意識について（女性：n=279）



### (ウ) 離職の原因(理由)について

離職の原因（理由）について尋ねたところ、「結婚」では男性が5.5%なのに対し、女性は44.1%、「出産」では男性が3.9%なのに対し、女性は38.3%、「育児」では男性が2.3%なのに対し、女性は25.8%となり、性別により大きな差があります。【図2-7（令和3年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査）】

【図2-7】離職の理由





## オ ワーク・ライフ・バランスの実現

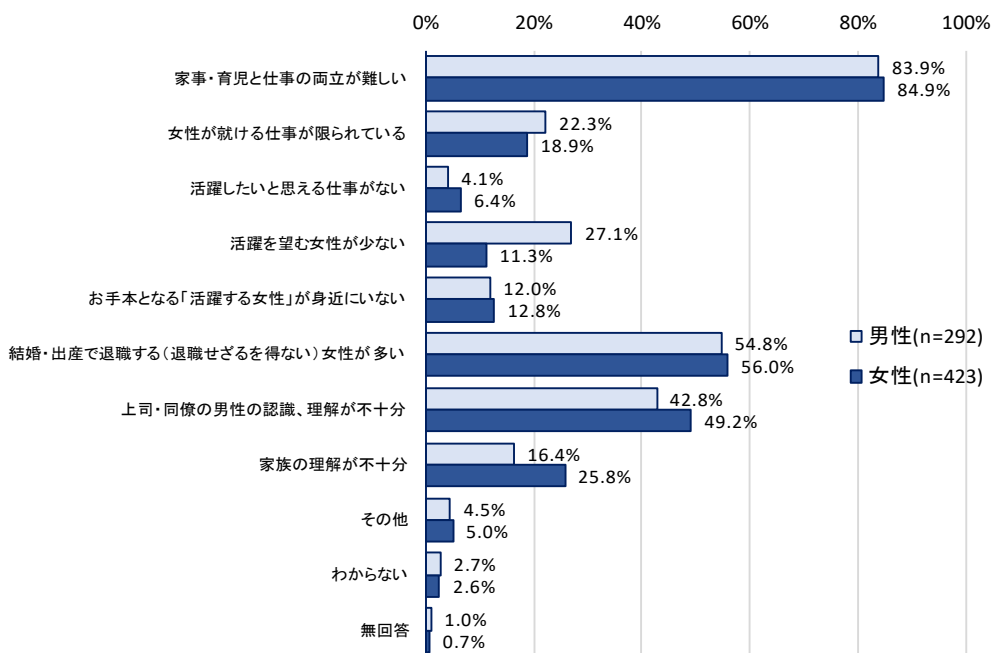
総務省の労働力調査では、共働き家庭が全体の約7割となっており、暮らし方、働き方の変革は、男女共同参画社会の形成に向けて、ますます重要な役割となっています。

しかしながら、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、多様な生き方を選択し、理想の生活が実現できるワーク・ライフ・バランスの実現に係る「市男女共同参画に関する市民意識と実態調査」の結果では、男女ともに「理想」と「現実」にギャップが生じていることから、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進が必要です。

女性の活躍を進めるうえでの問題について尋ねたところ、「家事・育児との両立が難しい」（男性83.9%・女性84.9%）という回答が最も多くなっており、次いで「結婚・出産で退職する（退職せざるを得ない）女性が多い」（男性54.8%・女性56.0%）、「上司・同僚の男性の認識、理解が不十分」（男性42.8%・女性49.2%）となっており、男女ともに女性活躍推進への問題意識をもっています。【図2-8（令和3年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査）】

また、労働時間の短縮、男性の育児休暇等の取得率向上など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた制度上の環境整備が進んでおり、男性の意識に一定の変化は見られるものの、家事や育児、介護などの担い手は、依然として女性に偏っている状況であり、行動の変容に向けた更なる意識改革への取組が必要です。

【図2-8】女性の活躍を進めるうえでの課題





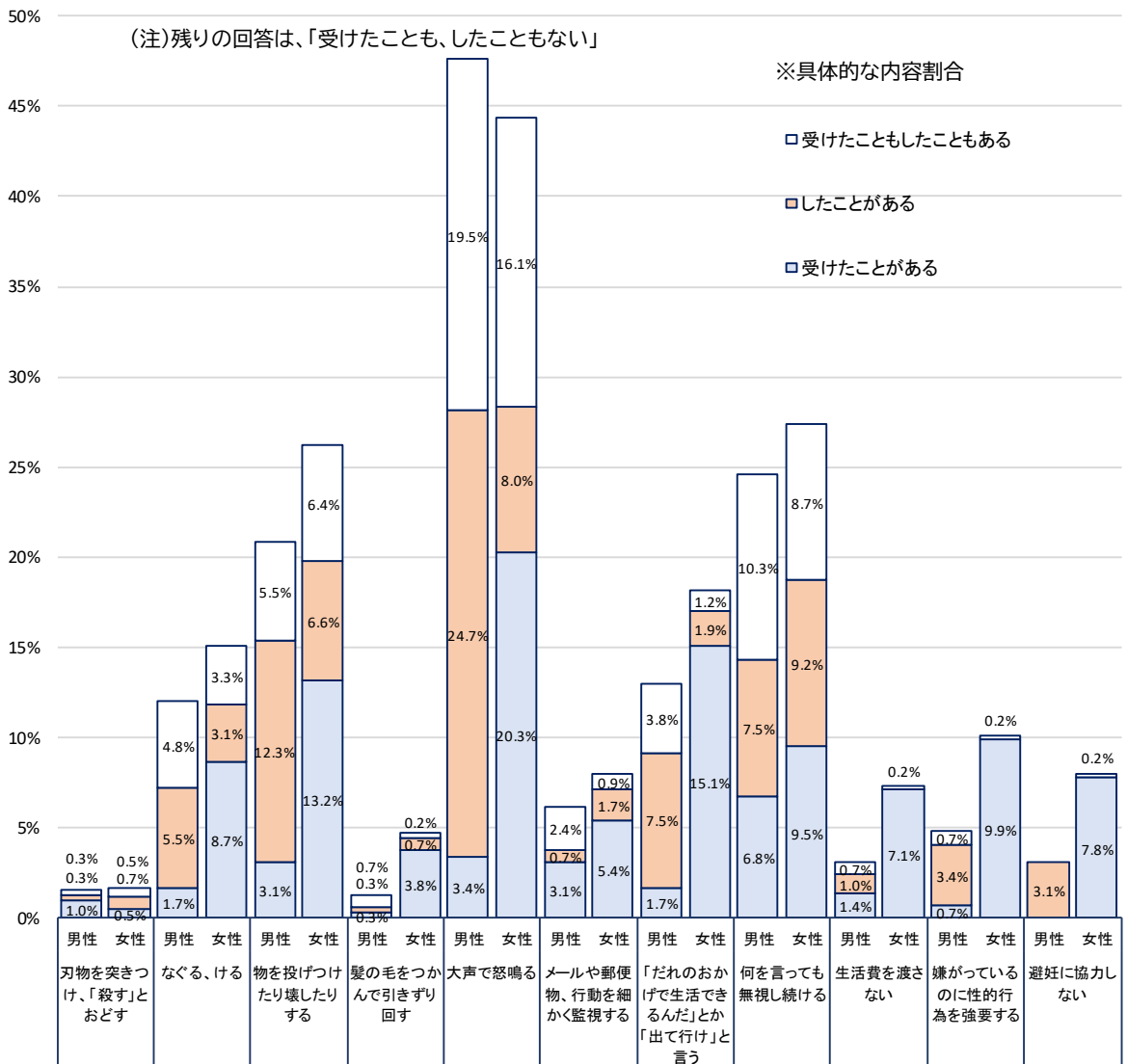
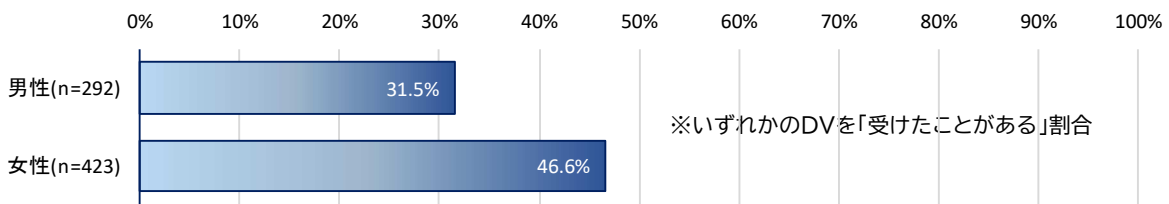
## カ DVの防止や貧困などの困難を抱える女性への支援

DVを受けた又はしたことがあるか尋ねたところ、「受けたことがある」と答えた割合は、男性が31.5%に対し、女性は46.6%となっています。

項目別で見ると、「大声で怒鳴る」については、男性で「したことがある」という回答が24.7%、女性では8.0%、女性では「受けたことがある」という回答が20.3%、男性は3.4%となっています。【図2-9（令和3年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査）】

女性が安心して相談できる窓口の周知を図るとともに、被害者に寄り添った支援を行うことが必要です。

【図2-9】ドメスティック・バイオレンス(DV)について



## 第3章 計画の全体像

### 1 計画の基本方針

第五次基本計画では、本市の現状、国や国際的な動向、社会経済情勢の変化などを踏まえ、本市の目指すべき姿（将来像）を示すとともに、計画期間内に集中的かつ重点的に取り組むための3つの基本目標を設定し、各基本目標に沿った主要課題及び個別施策を掲げて展開します。

### 2 本市が目指すべき姿

一人ひとりが多様な個性や能力を活かすことができる男女共同参画・女性活躍社会の実現

誰もが健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合う中で、いきいきと暮らすことができるまち「ながの」を目指し、男女の人権が尊重され、一人ひとりが多様な個性や能力を発揮できる「男女共同参画・女性活躍社会」の実現に取り組みます。

### 3 基本目標

#### (1) あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

将来にわたって活力ある長野市を築いていくためには、あらゆる分野における方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画し、その個性と能力を十分に発揮することが重要です。

本市自らが率先して女性の登用等に積極的に取り組むとともに、国・県と連携して企業や地域団体などに働き掛けを行い、様々な分野で女性はその持てる能力を発揮し、活躍できるよう取組を進めていく必要があります。

地域づくりの協働のパートナーである住民自治協議会をはじめ地域団体とも連携を図り、地域のあらゆる場で活動している女性が中心的な役割を果たしていただけるよう支援します。

また、一人ひとりが性別にかかわらず、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス推進への取組は、男女共同参画社会の形成に重要な役割を担っています。あらゆる選択肢を可能とする柔軟で多様な働き方を実現し、働く場における女性の活躍や男性の家庭生活への積極的な参画の促進を図ります。

#### (2) 安心・安全に暮らせる社会づくり

DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、性暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、男女共同参画の推進を阻む要因であり、その被

害者の多くは女性です。誰もが安心して暮らせる社会を目指すためには、あらゆる暴力を根絶するとともに、国籍や年齢、性の違い、障害の有無などに関わらず、すべての人権が尊重され、多様性を認め合うことが重要です。

配偶者からの暴力根絶のための啓発や、被害者への相談や必要な支援等に取り組むとともに、DV等は人権侵害行為であるとの理解を深め、学校・企業・地域等あらゆる場面で暴力を許さないという意識を醸成していく取組を促進します。

また、ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行うとともに、高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティなど、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の実現を目指します。

さらに、男女が互いの性への理解を深め、尊重しながら、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた健康づくりへの支援の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産のための身体的な特性から、男性とは異なる健康上の問題に直面しやすく、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康確保に留意した取組を行います。

### (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女が互いの人権を尊重し合い、自らの意志によって社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮できるようにすること、そして多様な生き方を互いに尊重することが求められています。

社会全体に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在し、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じているとの指摘があることから、幼少期から若年層に向けた性別にとらわれないキャリア形成への意識の醸成を図るとともに、子育て世代や中高年を対象に、それぞれのライフステージに応じた男女共同参画に対する意識啓発を促進します。

さらに、ジェンダー平等への取組に関する国際社会の動向や、諸外国における女性の現状などについての国際理解を深めながら、男女共同参画推進の取組を行っていくことが必要です。

#### 4 持続可能な開発目標(SDGs)との関連

平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標 (SDGs) のうち関連するものを示します。

持続可能な開発目標 (SDGs) では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、全ての国々が取り組む目標とされていることから、国・国際社会の動向に注視しつつ、本市が取り組むべきSDGsの視点を踏まえた取組を進めます。

##### 【第五次基本計画に関連するSDGs】

	目標1 貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標3 保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4 教育	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	目標8 経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標10 不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標16 平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17 実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 5 計画体系図

【本市が目指すべき姿】

一人ひとりが多様な個性や能力を活かすことができる男女共同参画・女性活躍社会の実現

基本目標 1  
あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

関連するSDGs



主要課題 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本施策(1) 附属機関等委員への女性の参画の拡大

基本施策(2) 市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用

基本施策(3) 政治分野における女性の参画促進

主要課題 2 地域活動等における男女共同参画の推進

基本施策(4) 男女共同参画の視点を取り入れた地域力向上

基本施策(5) 地域における女性の参画の促進

基本施策(6) 地域防災・復興における女性の参画拡大

基本施策(7) 女性の社会活動への参画促進

主要課題 3 働く場等における女性活躍の推進【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

基本施策(8) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

基本施策(9) 女性活躍の推進に向けた取組強化

基本施策(10) 働く場におけるハラスメントの防止

基本施策(11) 女性の就労支援

基本施策(12) 女性の起業支援

基本施策(13) 農業や自営業等における男女共同参画の推進

基本施策(14) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

主要課題 4 仕事と生活の調和の促進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

基本施策(15) 職業生活と家庭生活との両立に向けた環境づくり

基本施策(16) 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進

基本施策(17) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の促進

基本施策(18) 子育てや介護等の支援の充実

基本施策(19) 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進

基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり



主要課題 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 【DV防止法に基づく市町村基本計画】

基本施策(20) 女性に対するあらゆる暴力根絶のための広報、啓発の推進

基本施策(21) DV被害者に対する相談体制の整備、充実

基本施策(22) DV被害者の保護体制及び自立支援の充実

主要課題 6 困難を抱える女性が安心して暮らせる支援と多様な性の尊重

基本施策(23) ひとり親家庭への支援

基本施策(24) 高齢者・障害者・外国籍市民への支援

基本施策(25) 性の多様性への理解の促進

主要課題 7 生涯を通じた女性の健康支援

基本施策(26) 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり

基本施策(27) 妊娠・出産期を中心とする健康の保持増進のための支援

基本施策(28) 更年期、高齢期の健康の保持増進のための支援

基本目標3  
男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

関連するSDGs



主要課題 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

基本施策(29) 男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発

基本施策(30) 男女共同参画センターにおける取組の推進

基本施策(31) 子どものころからの男女共同参画を推進する教育の充実

基本施策(32) 男女共同参画、女性活躍に関する調査・研究

基本施策(33) 国際社会の動向への理解の促進

## 6 基本目標、主要課題及び基本施策

### 基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

【関連するSDGs】



### 主要課題1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

将来にわたって活力ある長野市を築いていくためには、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画することが大変重要です。そのため、市が率先して附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）への女性の参画拡大に取り組み、附属機関等の透明性・効率性を高めるとともに、女性の委員選任に向けた働きかけを行います。

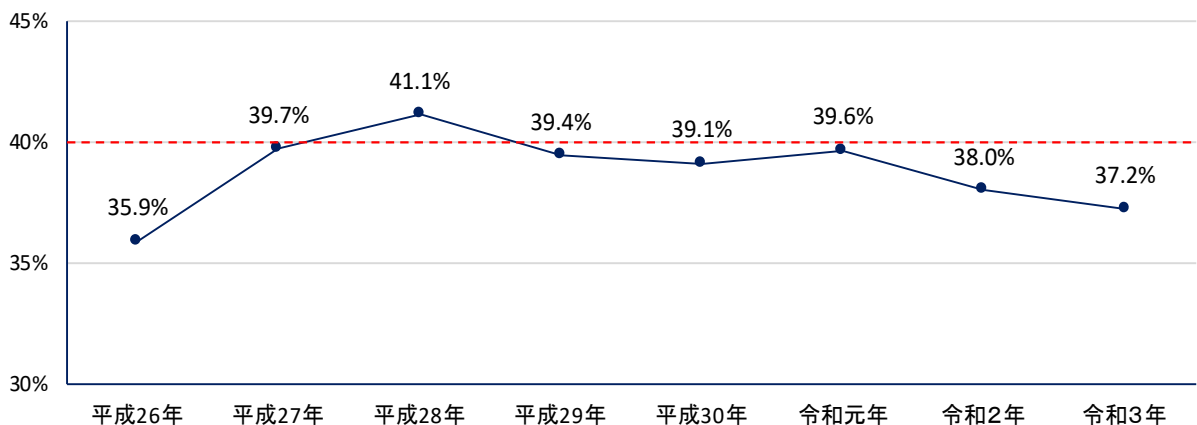
市役所においては、男女共同参画及び女性活躍、働き方改革の推進に向け、女性職員のキャリア形成支援や責任職への登用を進めてまいります。

#### 【現状と課題】

##### (1) 附属機関等の女性委員比率の状況

本市の附属機関等における女性委員の割合は、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」の規定に基づき、目標値を40%としています。令和3（2021）年度は37.2%となっています。【図1-1】

【図1-1】長野市における付属機関等における女性の参画状況





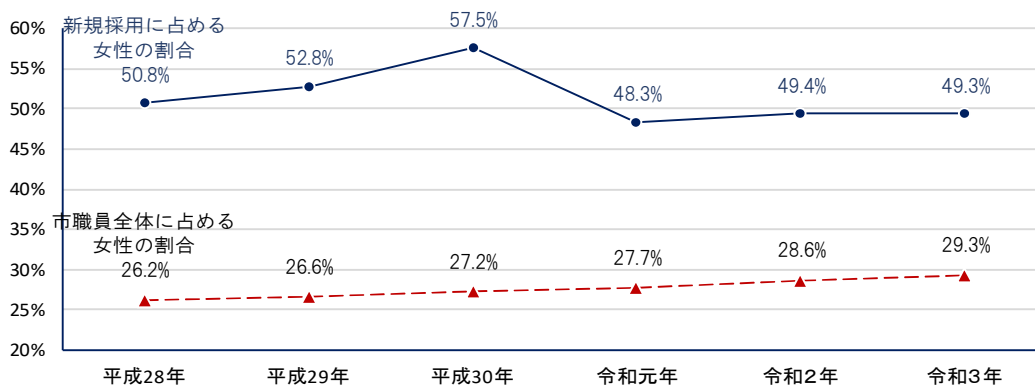
## (2) 市の女性職員の状況

新規採用職員に占める女性の割合は、概ね50%で推移しており、市職員全体に占める女性の割合は、年々増加しています。【図1-2】

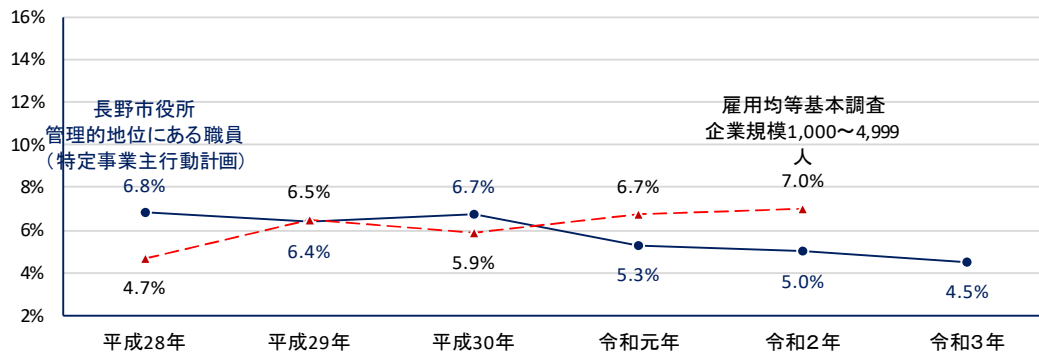
本市の管理的地位（課長相当職以上）にある職員に占める女性割合は、下降傾向にあるのに対し、厚生労働省の雇用均等基本調査（企業規模1,000～4,999人）では、女性の割合が上昇しています。【図1-3】

また、一般行政職における女性責任職（係長級以上）の割合は概ね12%で推移していましたが、令和3年度は、13.8%に増加しています。【図1-4】

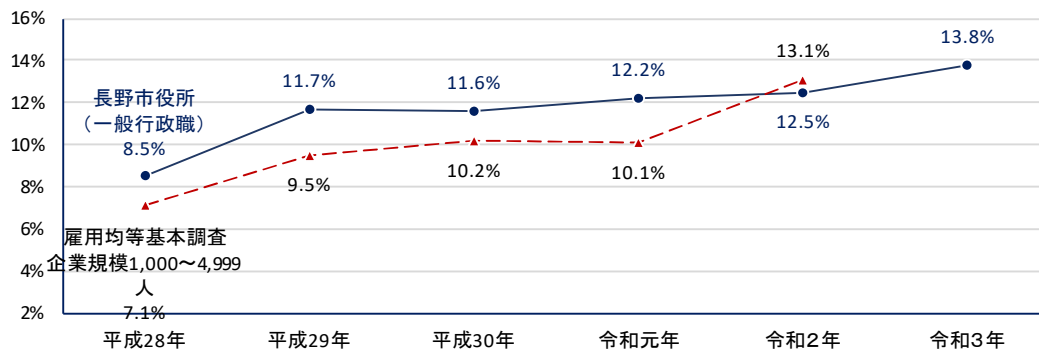
【図1-2】本市の女性職員の割合（各年4月1日現在）



【図1-3】課長相当職以上における女性の割合（各年4月1日現在）



【図1-4】係長相当職以上における女性の割合（各年4月1日現在）



## 【基本施策】

### (1) 附属機関等への女性の参画の拡大

本市では、平成27（2015）年に「附属機関等に関する指針」を制定し、附属機関等における男女の委員の割合は、いずれか一方の割合が40%未満とならないことを目標に取り組んでいます。市の政策は市民生活に大きな影響を与えることから、今後も引き続き女性の市政への参画促進の取組を行い、社会の構成員の半分を占める女性の意見を十分に反映し、市民満足度の高い市政を実現していく必要があります。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
1	附属機関等への女性の参画の促進	市政に対する女性の参画機会を拡大するため、「附属機関等に関する指針」の徹底を図り、積極的に参画を推進します。	行政管理課 人権・男女共同参画課
2	附属機関等の委員選出母体となる団体の役員への女性の登用促進	審議会委員の選出母体となる団体に対し、役員への女性の登用について働き掛けなどを行います。	所管課

### (2) 市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用

市役所における、課長相当職以上の管理的地位にある女性職員割合に大きな変化を見ることはできません。「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、組織全体で継続的に女性活躍を推進していく必要があります。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
3	女性職員の職域拡大とキャリア形成の支援	「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、性別に捉われない業務分担や女性職員の職域拡大、キャリアパスの選択肢を広げるための幅広い職務経験の付与やキャリアデザイン研修の充実を図ります。	職員課 職員研修所
4	女性職員の登用の推進	管理的職務や業務への配置・登用に向け、女性職員個々の能力、適性に合った計画的な育成を図ります。	職員課

### (3) 政治分野における女性の参画促進

身近な問題を議論する市議会に女性の視点を反映させることが重要です。政治や行政への無関心を解消し、女性を含めた多様な人材が政治等への理解を深め参画するための支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
5	女性のための講座の実施	多様な人材が参画する意義や必要性について啓発を行うとともに、政治や行政への女性の関心と理解を深める講座や啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画課

主要課題2

地域活動等における男女共同参画の推進

持続可能な地域づくりのためには、様々な地域での活動の企画立案・方針決定の場に、あらゆる世代の男女が、互いを尊重しながら参画することが重要です。

地域での活動において、女性も中心的な役割を果たしていけるよう、意欲のある女性の発掘、育成支援を促進するとともに、地域全体の意識を変えていく必要があります。

また、地域防災については、男女共同参画の視点に立った防災対策の充実を図るとともに、日頃から女性が地域の担い手として参画し、活躍できるよう取組を進めます。

近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大していますが、その背景には、地域に根強く残る固定的な役割分担意識が女性の居場所と出番を奪っていることなどが挙げられています。女性にとって魅力的な地域であること、十分な所得とやりがいのある仕事ができるなど、個性と能力を十分に発揮できる地域社会の構築のため男女共同参画推進への取組を進める必要があります。

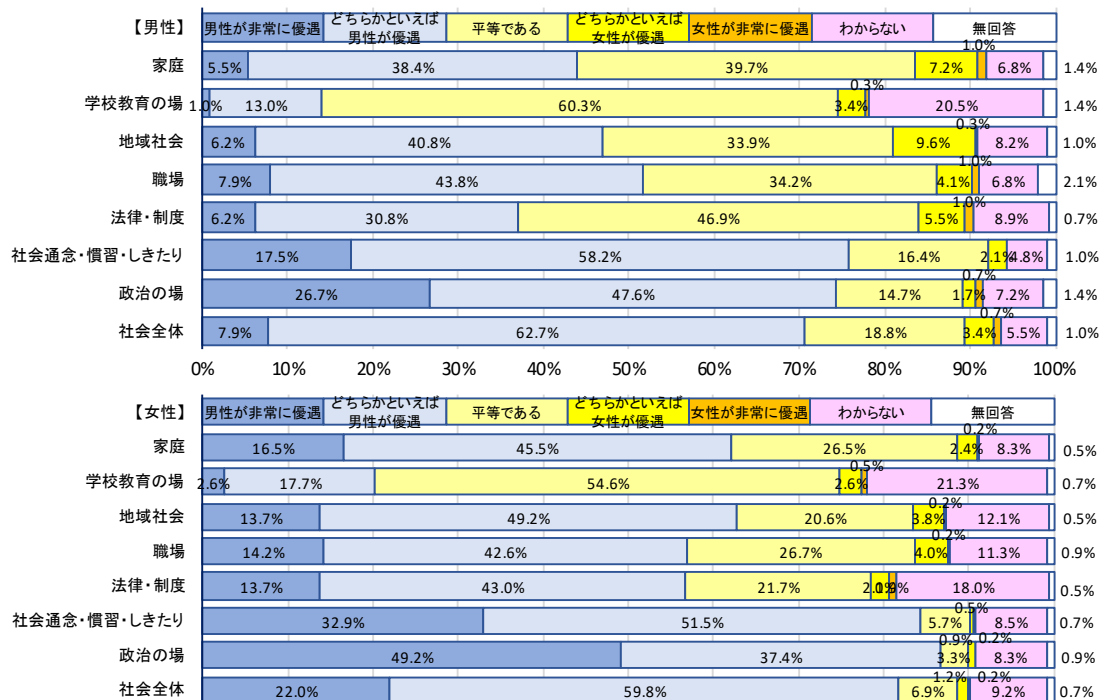
【現状と課題】

(1) 男女の地位の平等感

自治会、町内会、防災・防犯活動、環境活動、PTA、子ども会などの地域での活動を実質的に支えているのは女性である場合が多いですが、組織の長には男性が就くといった実態があります。慣習やしきたりなどにより特定の性や年齢層で地域の方針決定がされている傾向があると考えられ、令和3年度に実施した市民意識と実態調査でも、男女ともに「地域社会」「職場」「社会通念・慣習・しきたり」「政治」「社会全体」の各分野では、「男性が優位」という回答割合が高くなっています。

また、「家庭」において、「男性が優位」という回答割合は、男性が43.9%、女性が62.1%となり、性別により感じ方に差があります。同様に、「法律や制度」においても、「男性が優位」という回答割合は、男性が37.0%なのに対し、女性は56.7%となっています。【図2-1】

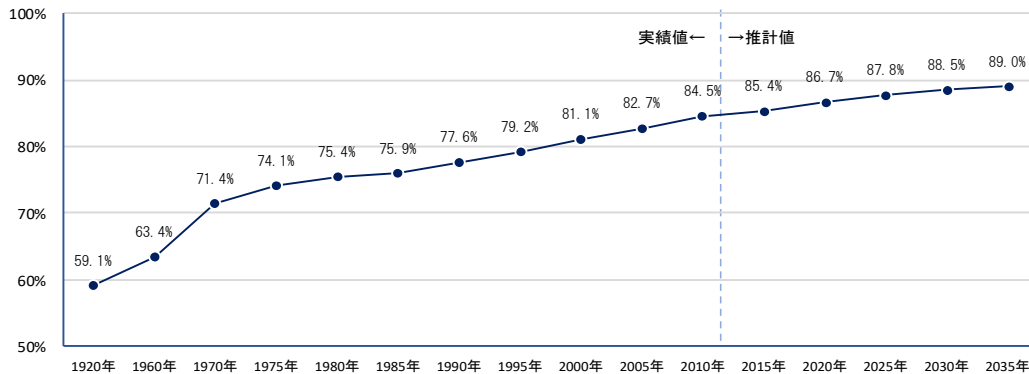
【図2-1】各分野における男女の平等感(令和3年度市民意識と実態調査)



## (2) 核家族化の進行とライフスタイルの多様化

超高齢社会の到来や人間関係の希薄化、核家族世帯の増加【図2-2】等、社会状況の変化が進む中、市民にとって身近な生活の場である地域社会は、男女が互いに担わないとその活動が立ち行かない状況となってきています。

【図2-2】親族世帯数に占める核家族世帯数の比率の推移(全国)



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2016年版」及び「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013(平成25)年1月推計)を元に総務省市町村課にて作成。

※2015年以降は非親族世帯を含む一般世帯数に占める核家族世帯数の比率を示した。また、2015年以降は推計値。

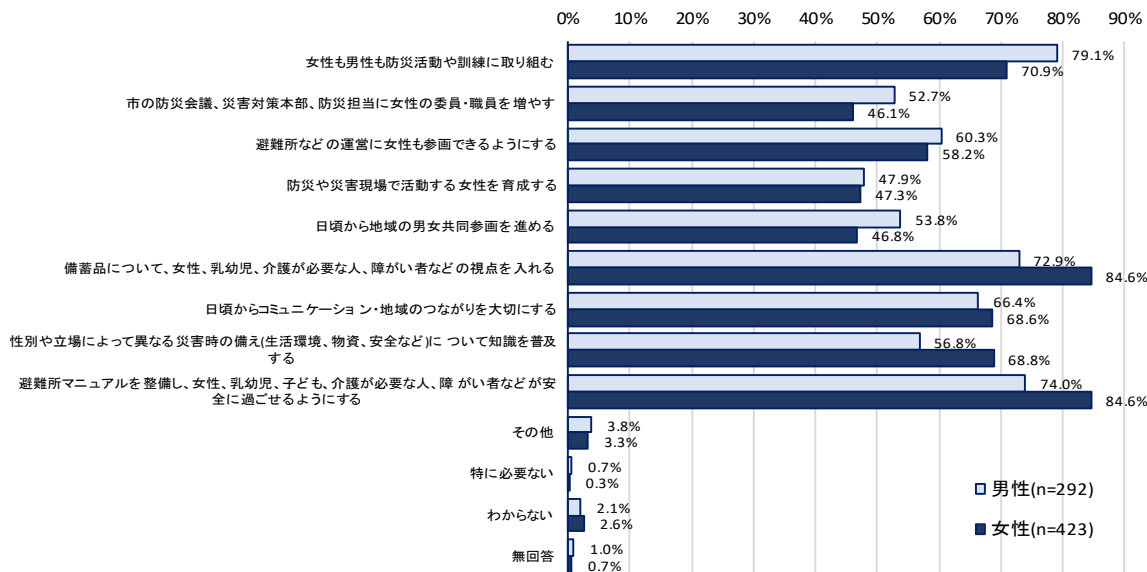
## (3) 地域における防災・復興への取組

近年、全国各地で豪雨や大地震などの大規模災害が多発しており、本市においても、令和元(2019)年10月に甚大な台風災害に見舞われました。

地域防災は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であることから、地域における男女共同参画を推進するにあたり、効果的な導入のポイントになります。【図2-3】

様々な自然災害が発生する中で、性別の違いによって災害から受ける影響が異なることから、日頃から女性の視点を取り入れることで、男女共同参画の視点に十分配慮された取組を行うことが、災害に強い地域の実現につながります。

【図2-3】災害に備えるために必要な取組(令和3年度市民意識と実態調査:複数回答)

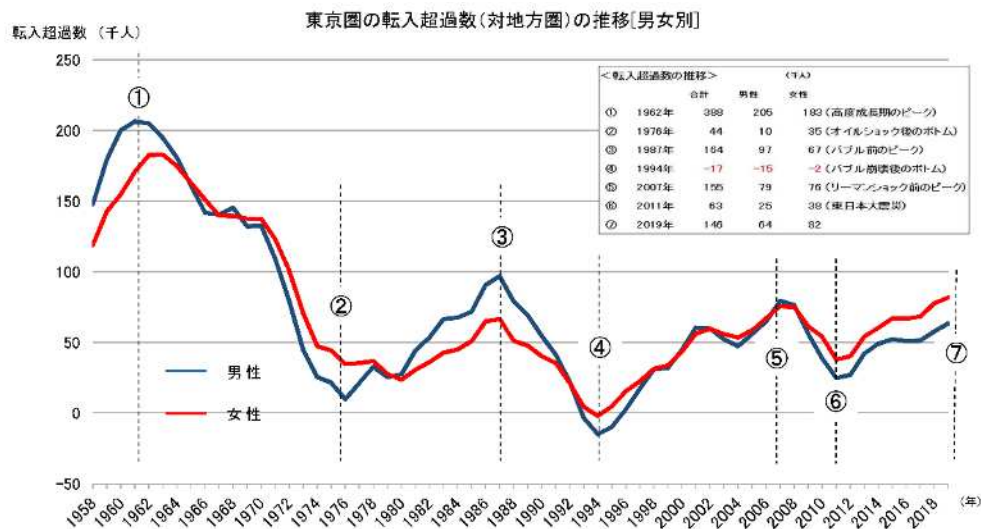


#### (4) 社会制度や慣行などに対する見直しと意識の改革

若い世代にも、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることを踏まえ、性別に関わらず自分自身が主体的に活動できる意識づくりへの支援が必要です。

また、若い女性の大都市圏への転入超過が年々増大していることから、個々の希望に応じて仕事と家庭を両立することができるなど、女性にとって魅力的な仕事の場をつくることを通じて、その個性と能力を十分に発揮できる地域社会づくりをすることが求められます。【図2-4、図2-5】

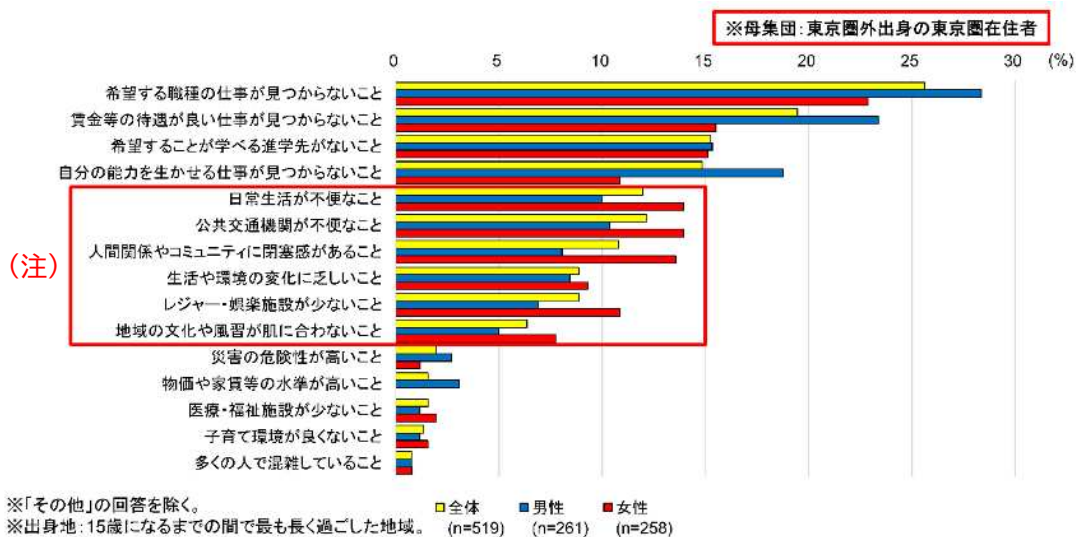
【図2-4】企業等の東京一極集中に関する懇談会とりまとめ(参考資料)



出典:総務省「住民基本台帳人口移動報告」より国土政策局作成

(備考)東京圏は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を、地方圏はそれ以外を指す

【図2-5】東京一極集中の現状と課題(国土の長期展望に係る意見交換会 2021年3月11日)



出典:国土政策局「企業等の東京一極集中に係る基本調査(市民向け国際アンケート)」(2020.11速報)

(注)東京圏への流入者の移住の背景となった地元的事情としては、「仕事」や「進学先」関係の割合が高いですが、女性を中心に「利便性」や「娯楽」、「閉塞感」等と回答する人も一定数存在しています。

## 【基本施策】

### (4)男女共同参画の視点を取り入れた地域力向上

区・自治会、育成会、PTAなど、組織の長に女性が就くことが徐々に増えてきていますが、依然として、意思決定の場への女性の参画は進んでいない状況があります。性別や年齢に関わらず、多様な人々が活動に参画し、地域活動の担い手となるよう支援します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
6	男女共同参画への理解を深める講座の開催	住民自治協議会等が開催する男女共同参画セミナーへの開催支援や市立公民館・市交流センターが開催する男女共同参画について理解を深めるための講座を通じて啓発活動を推進します。 また、女性が市政や政策・方針決定の場に積極的に参画する意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課 家庭・地域学びの課
7	住民自治協議会や区・自治会等への女性の参画の促進	住民自治協議会等の方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう、様々な機会を通じて地域における男女共同参画意識の啓発を行います。 また、女性の参画意識の醸成や女性の参画しやすい環境づくりを支援します。	地域活動支援課 人権・男女共同参画課

### (5)地域における女性の参画の促進

地域活動において、多様な意見や新たな発想を反映することにより地域の課題解決や活性化が図られ、多様性に富んだ持続可能な地域活動の実現につながります。地域コミュニティの活力増進に向けて、地域で活躍する女性のための支援や、地域活動に取り組む諸団体等の役員への女性登用への働きかけを行います。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
8	女性リーダーの育成	地域活動における女性のリーダーを育成するための講座等を開催し、その活動を支援します。	人権・男女共同参画課
9	女性役員登用への働きかけ	地域活動に取り組む諸団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用について働きかけなどを行います。	地域活動支援課 人権・男女共同参画課
10	女性のエンパワーメントの推進	女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。	人権・男女共同参画課

## (6)地域防災・復興における女性の参画拡大

女性と男性が災害から受ける影響の違いに十分に配慮し、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、災害に強い社会の実現に必要です。

平常時から誰もが主体的な地域の担い手であることを認識し、男女共同参画や多様性についての理解を深め、災害・復興時までの各段階においても、様々な視点を取り入れた活動が行われるよう取り組みます。また、女性の視点による災害対応力の強化が図れるよう、関係各課等との連携体制の構築に努めます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
11	防災における女性の参画の拡大	女性の意見を反映させるため、長野市防災会議における女性委員の割合を高めます。	危機管理防災課
12	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	災害に関する各種対応マニュアル等について、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。避難所用の備蓄において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組みます。	危機管理防災課 人権・男女共同参画課
13	女性消防吏員・女性消防団員の拡大	「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、全消防吏員に占める女性消防吏員割合の引き上げを図ります。また、地域防災の要となる消防団については、女性団員の確保に取り組み、女性の視点からの防災対策充実を図ります。	職員課 消防局警防課

## (7)女性の社会活動への参画促進

地方では固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており、女性の居場所と出番を奪っている環境があること、女性も男性も問題意識を持ちながらも具体的な行動変容に至っていないことなどが、若い女性の大都市圏への転入超過の要因として挙げられています。

一方で、これまで地方との関わりが少なかった都市部の方が、地方の価値や魅力を再認識する「田園回帰」の動きも見られることから、地方との関わりを希望する女性への情報提供や、地方における多様で柔軟な女性の働き方への支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
14	女性同士の多様な分野の交流促進	女性活躍の推進を図るため、地域おこし協力隊などで地方と関わる都市部の女性や、市内のあらゆる分野における異業種交流など、様々な女性の交流を積極的に推進します。	地域活動支援課 人権・男女共同参画課
15	NPOやボランティア団体等への情報発信・連携強化	地域社会を支え、女性活躍への取組等を進めるNPOなどとの連携を強化するとともに、これら活動への市民参画を促すための情報発信に取り組みます。	人権・男女共同参画課



### 主要課題3

### 働く場等における女性活躍の推進【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

男女が対等な立場で働くための法律の整備は進んでいますが、男女の固定的な性別役割分担意識等を背景に、家事や育児、介護等の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり、その個性と能力を十分に発揮することが困難な状況になっています。

働く場等において、女性をはじめとする多様な人材が活躍しやすい環境づくりを促進するとともに、より多くの女性が、リーダーとしての自覚と自信をもって能力を発揮できるよう、能力の向上やキャリアアップの支援を行います。

さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、良好な職場環境が維持・確保される必要があることから、職場におけるハラスメントの防止に向けた支援に取り組みます。

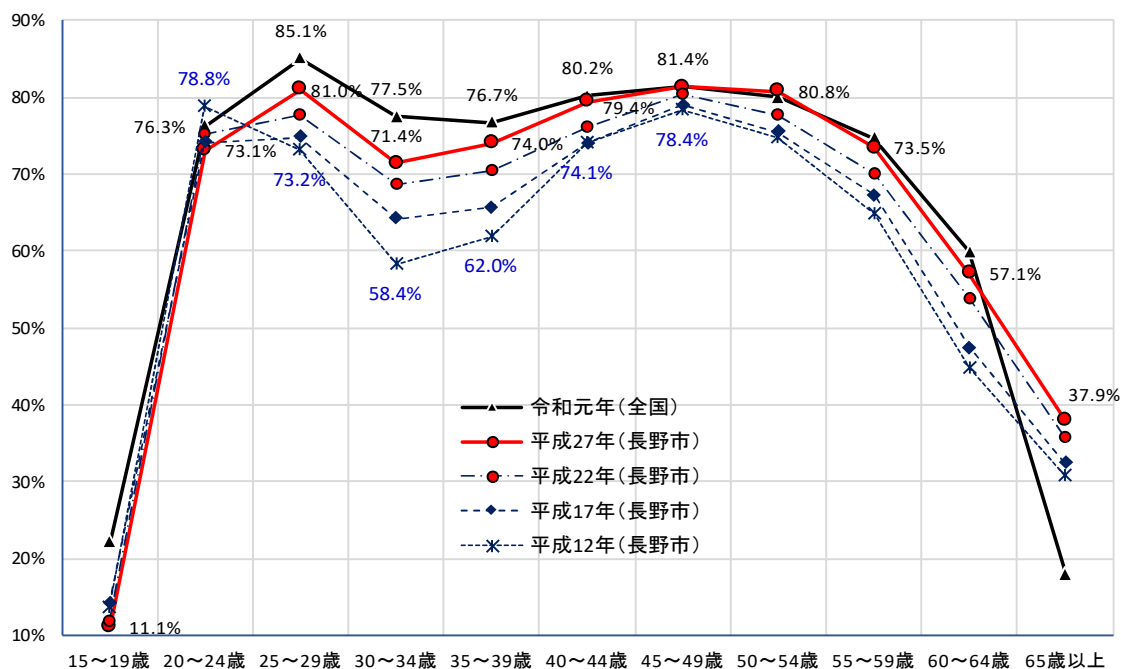
また、移住や定住、地域おこし協力隊などで農林業との関わりを志向する都市部の女性が増えています。女性の農林業への関わり方は多様化しており、それぞれの形態に応じたきめ細かな支援が必要です。と同時に、女性の経営への参画を推進することや、女性が働きやすい環境の整備に取り組むことが必要です。

#### 【現状と課題】

##### (1) 女性の労働力

女性の労働力率が結婚・出産前に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」の解消が課題とされてきましたが、女性の就業率が年々向上し保育の受け皿整備などの両立支援施策を背景にM字の底が浅くなりつつあります。【図3-1】

【図3-1】 女性の年齢階級別労働力



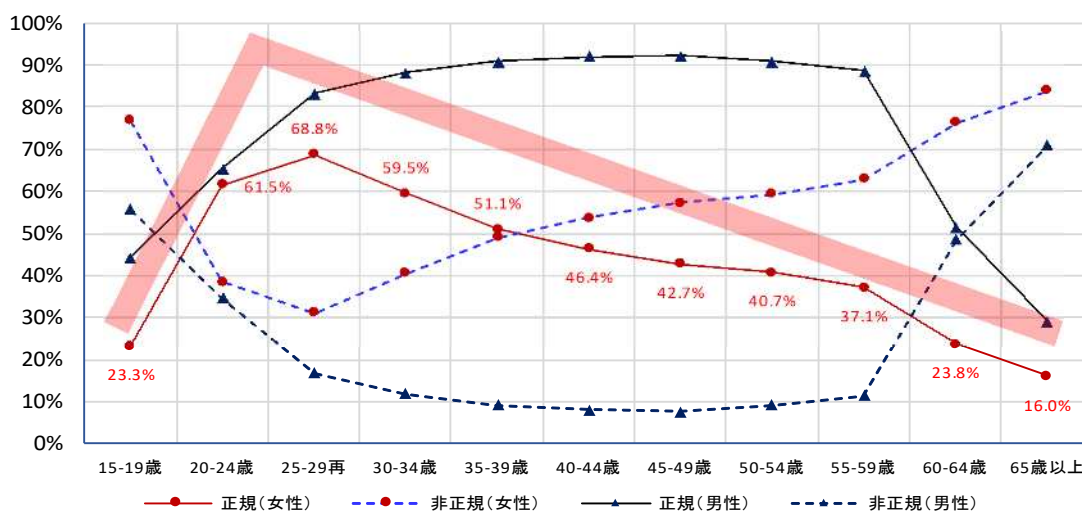


## (2) 女性の就業状況

女性の就業状況では、正規雇用で働く女性の比率が20歳代後半をピークとして、その後、低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題が提起されています。【図3-2】

女性の働き方は、依然としてフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用の二極化が見られ、出産・育児・介護等との両立、配偶者（特別）控除の範囲内での働き方の選択等により、非正規雇用を選択する女性が多いと考えられます。働き方改革関連法の成立に伴い、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等の取組が推進されていますが、事業所によっては、人的に余裕がないことなどから、その取組が進んでおらず、それぞれの事業所が意欲を持って取り組む仕組みづくりや、具体的な支援が求められています。

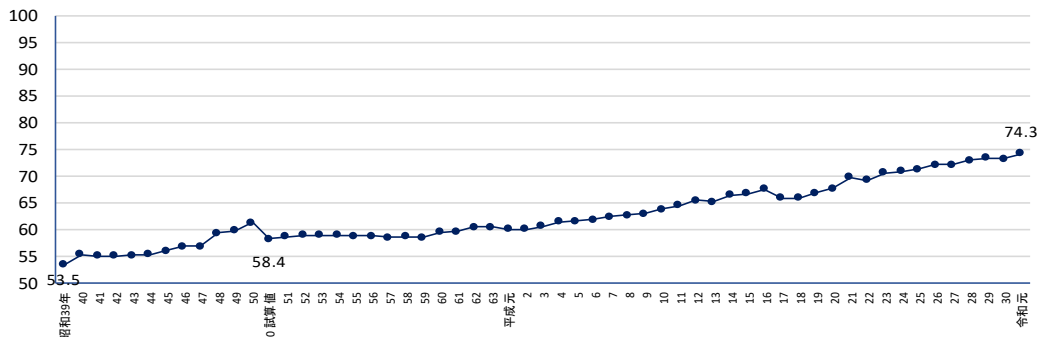
【図3-2】15歳以上就業者の正規・非正規構成比率(2019年 年齢階層別)(全国)



## (3) 男女間の賃金格差

出産・育児等で離職する女性の割合が低下し、女性の労働力率（M字カーブ）は改善傾向にあります。女性は非正規職率が高く、雇用の安定性や継続性、賃金、キャリア形成など、実質的な男女格差は未だ大きい状況です。【図3-3】

【図3-3】男女間の賃金格差(男性=100)(全国)



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注1) 産業計、企業規模計、学歴計、年齢階級計の所定内給与額。

(注2) 1975年以前は民営及び国・公営の事業所の集計、76年以降は民営の事業所の集計。75年については、時系列比較用の試算値(76年と同じ調査対象で特別集計されたもの)が計算されている。表では、75年の公表値に加えてこの試算値を掲載した(表の1975年の下段の( )内の数値)。

(注3) 1972年以前はサービス業を除く産業計。

#### **(4) 農林水産業や自営業等における女性の就業状態**

労働の場と生活の場が同じことが多い農林水産業や自営業等の家族経営においては、女性の労働に対する評価が適正とはいえないとの指摘もあります。女性が対等なパートナーとして経営等に参画しながら、働きやすい環境を整備していく必要があります。

#### **(5) 企業における女性の管理的地位の割合**

企業における女性管理職の割合は低い状況であることから、女性登用の推進に向けて、女性自身がリーダーとしての自覚を持つための自己啓発を図るとともに、キャリアアップできる環境整備を進めることが重要です。

#### **(6) 企業におけるハラスメント防止策**

企業におけるセクハラ対策は進んできていますが、マタハラやパワハラ等への対策は、未対応の企業が多い状況にあるため、企業への理解促進や、ハラスメント防止策に向けた支援が必要と考えられます。

## 【基本施策】

### (8)働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

性別を理由とする採用、配置、昇格等における差別的取扱いの廃止など、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
16	男女雇用機会均等法等の定着・促進	労働関連法をはじめとする労働に関する情報を提供し、男女の雇用機会均等及び待遇の確保等について、国及び県等の関係機関と連携を図り、市内事業所の意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課 商工労働課

### (9)女性活躍の推進に向けた取組強化

働く場において、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者に対するインセンティブの拡充や、国・県等と連携しながら女性の職業生活における活躍に向けた取組を促進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
17	女性の職域拡大と管理職への登用	事業所における性別にとらわれない職業意識の醸成や職域拡大など、職場の慣行を見直し、女性の管理職登用への働きかけを行います。	人権・男女共同参画課 商工労働課
18	女性活躍推進に取り組む事業者の支援	市内事業所における気運醸成と波及効果を狙って、積極的に女性の活躍推進に取り組む民間事業者を表彰し、その特色のある取組事例の周知を進めます。 また、事業者による女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている企業への、計画策定を支援します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
19	働く女性の職業能力の開発機会の提供	働いている女性が、自らキャリア形成を行い、その能力が十分に発揮できるよう、女性の活躍を推進するとともに、働き方を改革するためのノウハウや各種支援制度、先進企業での事例などを発信し、企業の実態に応じた取組を支援します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
20	公共調達における女性活躍の推進	公共調達において、価格以外の項目を評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札件数を増やすことにより、女性の活躍推進に積極的に取り組む事業者の増を図ります。	契約課

## (10) 働く場におけるハラスメントの防止

事業者や労働者に対し、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）に関する法令や制度、相談窓口等について周知・啓発を行い、防止に向けた事業者の取組等を支援します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
21	事業者等に対する周知・啓発	職場等でのあらゆるハラスメント防止のための意識啓発や相談窓口等の情報提供に努めます。	職員課 職員研修所 人権・男女共同参画課 商工労働課
22	相談体制の充実	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談や支援に関わる職員のスキルの向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。	職員課 人権・男女共同参画課
23	労働相談機能の充実	職業相談室を設置し、雇用、待遇、セクシュアル・ハラスメントなど、労働に関する相談機能の充実に努めます。	商工労働課

## (11) 女性の就労支援

育児・介護等により一時離職した女性が、ライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方を選択し、その能力を十分発揮することができるよう支援します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
24	女性の再就職、能力発揮に対する支援	結婚・出産・育児・介護等で仕事を離職したものの、その後再就職を希望する女性に対して、情報の提供や資格取得講座等の開催により、再就職を支援します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
25	リカレント教育の推進とデジタル・デバイドの解消	多様な年代の女性の社会参画のため、一旦離職した女性のためのリカレント教育等の学び直しを通じたキャリア形成を支援します。 また、性別・年齢・学歴の有無等の相違からICTの利用格差が生じていることから、女性のデジタル知識の普及促進を支援します。	人権・男女共同参画課 商工労働課

## (12) 女性の起業支援

起業を目指す女性に対して、起業や事業経営に必要な知識や手法や支援制度について情報提供や、先輩起業家の体験談や交流会などロールモデルとなる人たちとのネットワークづくりのための取組を支援します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
26	起業家の支援	就業形態のひとつである起業に関する女性向けの講座を開催すると共に、起業に関する相談等の支援に努めます。	人権・男女共同参画課 商工労働課

### (13) 農業や自営業等における男女共同参画の推進

農業や商工自営業などで、男女が互いを尊重するとともに経営に参画し、女性の労働に対する公平な評価と労働環境の整備を支援します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
27	農業経営への女性の参画支援	農業経営への女性の参画を通じて、近代的な農業経営を確立するため、家族経営協定の締結を支援します。	農業政策課
28	農業の場における女性リーダーの育成	地域のリーダーとなる人材育成のため「長野市農村女性ネットワーク研究会」などが実施する研修会や講習会の事業に対し、補助金の交付等の支援を実施します。	農業政策課
29	自営業者や家族従業者である女性の能力向上の支援	自営業者及び家族従業者である女性への男女共同参画についての情報提供や学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。	人権・男女共同参画課 商工労働課

### (14) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

それぞれの個性や能力を最大限に発揮しながら、性別にかかわらず自立することができるようにするためのキャリア教育の取組のほか、科学・技術などの女性の参画が少ない分野において、女性をはじめ多様な人材が能力を発揮できるよう支援します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
30	性別にとらわれない職業意識の醸成	高等教育機関と連携して、女性の理工系や男性の看護系への進学など、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現の理解を深めるための支援を実施します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
31	あらゆる分野への女性の参画促進	建設業、製造業など、男女の固定的な性別役割分担意識等により女性の参画が少ないと考えられる分野において、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた情報提供や啓発を推進します。	人権・男女共同参画課 商工労働課

## 主要課題4

## 仕事と生活の調和の促進【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

核家族化や共働き世帯の増加等により人々のライフスタイルが多様化しており、誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、個々の状況に応じた多様な働き方を選択できることが大切です。

女性が、結婚、出産・育児などのライフイベントを経ても、希望する働き方を選択でき、男女がともにワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう、企業における長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の普及促進への啓発や支援に取り組みます。

また、性別に関わらず、家事や育児、介護等の家庭生活への積極的な参画を促すための意識改革に取り組みます。

### 【現状と課題】

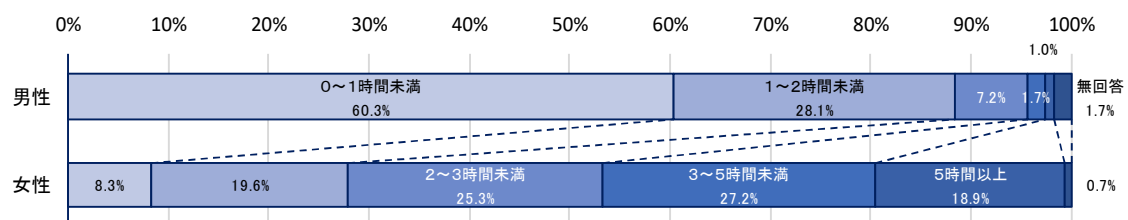
#### (1) 平日又は、休日1日あたりの家事従事時間

労働時間の短縮、男性の育児休暇等の取得率向上など制度上の環境整備が進み、男性の意識には一定の変化があると思われていますが、依然として家事や育児、介護等の担い手は女性に偏っている状況があります。【図4-1】

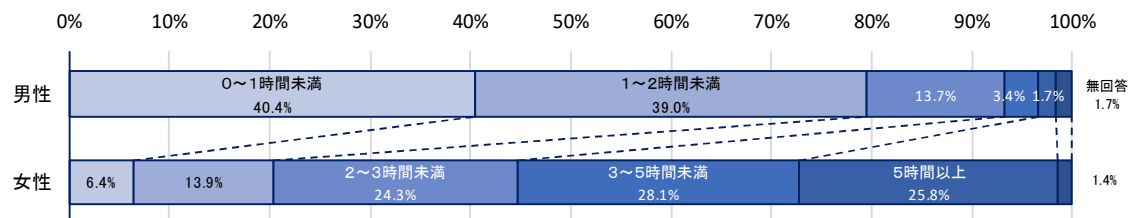
男性の家事や育児、介護等の家庭生活に参画する割合が低いことから、家事や育児、介護等への参画の促進につながる意識の醸成が必要です。

男女共同参画や女性活躍推進に無関心な人への意識啓発に加え、意識の変化が行動の変容につながっていくよう、無関心の割合の高い年代や、それぞれのライフステージに応じた実行力のある取組が必要と考えます。

【図4-1】 平日の1日あたりの家事従事時間(家事・育児・介護)(令和3年度市民意識と実態調査)



休日の1日あたりの家事従事時間(家事・育児・介護)(令和3年度市民意識と実態調査)



#### (2) 男性の育児休業取得

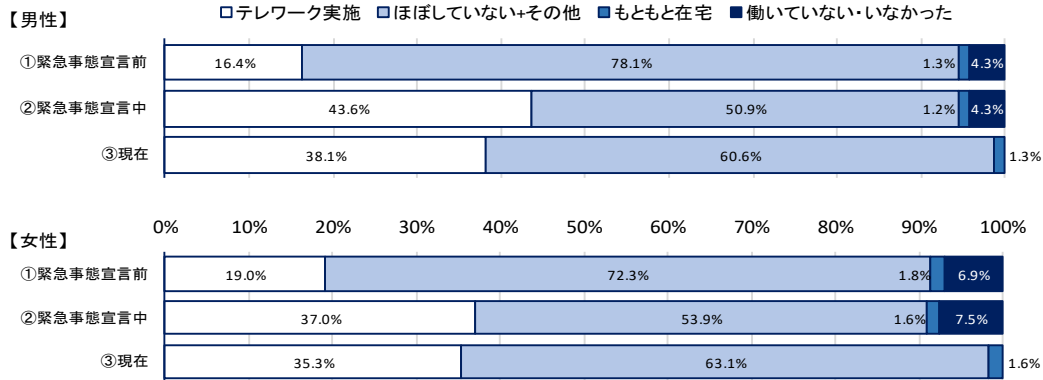
男性が育児休業取得等の経験は、本人にとって豊かなキャリア形成や多様な生き方の選択に好影響であるとともに、組織にとっても多様な人材を活かすマネジメント力の向上や、子育てに理解のある職場づくりの視点をアピールすることで企業のイメージアップにつながります。

### (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対策として、時差出勤やテレワーク等の柔軟な運用が行われています。【図4-2】

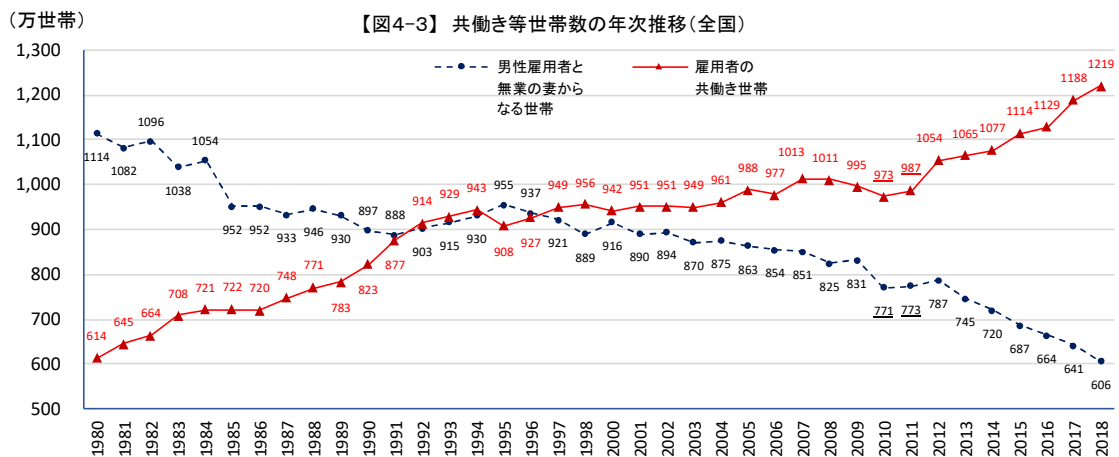
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの企業ではリモートワークの導入やオンラインの活用が進み、その働き方にも変化が表れており、ライフステージや個別の事情等に対応した多様な柔軟な働き方の実現が求められています。

【図4-2】 仕事の状況とコロナによる影響(全国)  
(令和2年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症対策に関する調査」中間報告)



### (4) 共働き世帯の増加

夫、妻ともに雇用者の共働き世帯は増え続けています。少子高齢化社会の進展から介護による時間制約を抱える人も増加することから、家事や育児、介護等の両立に向けた環境づくりの重要度が高まっています。【図4-3】



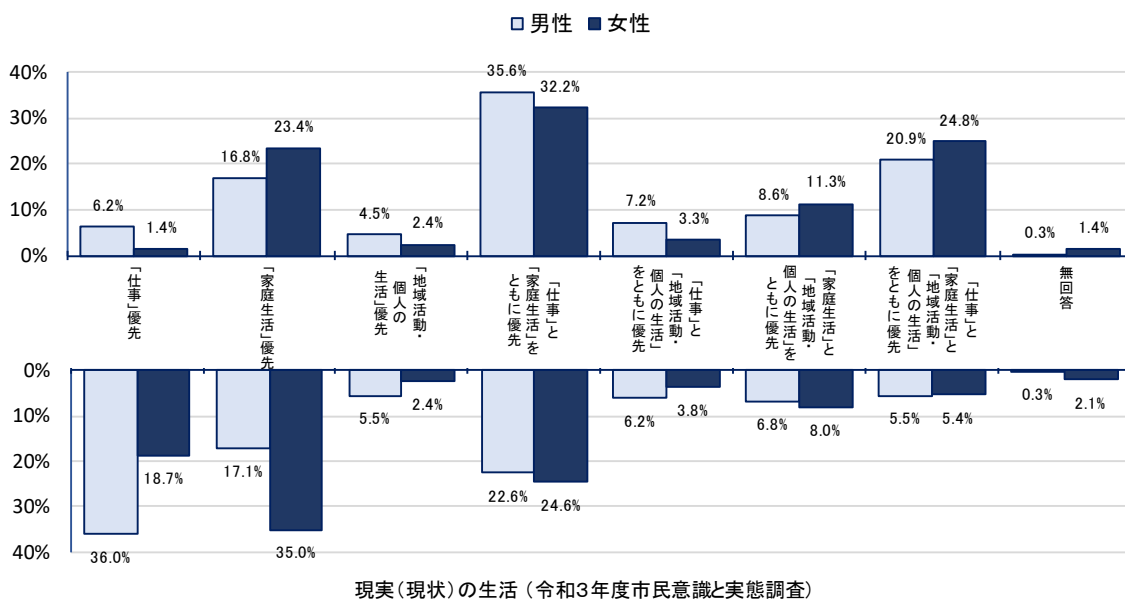
資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査(詳細集計)(年平均)」

1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年の[ ]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

## (5) 理想と現実の生活のギャップ

本市の「男女共同参画に関する市民意識と実態調査」結果では、自身が「理想とする（希望する）生活」と「現実の生活」への意識では、男性は「『仕事』優先」、女性は「『家庭生活』優先」が最も多く、理想とする「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」する生活の実現には至っていません。【図4-4】

【図4-4】理想とする（希望する）生活（令和3年度市民意識と実態調査）



## (6) 地域社会における男性の孤立

高度経済成長期を支えてきた団塊の世代を中心として、仕事にまい進してきた男性は、退職後において、地域活動になかなか参加できない傾向があります。

男性の場合は、地域における人間関係の希薄さや容易に援助を求めにくい意識から、経済的な生活困難に加えて、地域社会における孤立に陥りやすいとされており、男性の意識やライフスタイルにも配慮した支援が求められています。

## (7) 企業へのインセンティブ付与及び取組事例等の情報提供

男女共同参画に積極的に取り組む企業に対して、インセンティブの付与や公共調達を通じた取組の後押しが必要です。

男女共同参画への取組が進んでいない企業に向けて、男女共同参画や女性活躍の推進、働き方改革に関するノウハウや各種支援制度、ロールモデルとなる企業の実践事例などを発信し、その取組を促すことが必要です。



## 【基本施策】

### (15) 職業生活と家庭生活の両立に向けた環境づくり

職業生活と家事や育児、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、ライフスタイルに応じたきめ細かな子育て支援情報や、介護を要する高齢者とその家族の希望に応じた周知・啓発を図ります。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
32	働く女性の出産・育児等にかかわる保護	関係機関と連携を図りながら、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して働くことができるよう関係する制度を周知します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
33	育児・介護休業制度等の活用の促進	仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができるように、男女ともに取得できる育児休業・介護休業制度等の活用を促進します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
34	多様な就労形態の促進	フレックスタイム制、短時間正社員制度、テレワーク等、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について、事例を収集し、提供することにより普及を図ります。	人権・男女共同参画課 商工労働課
35	家庭生活における男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担意識に気付き、男女共同参画の視点に立った家庭生活・家庭教育が行われるよう啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課 家庭・地域学びの課
36	働き方の見直しに関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が、企業にとっても大きなメリットになることを事業主等へ啓発します。	人権・男女共同参画課 商工労働課

### (16) 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進

長時間労働の是正などの働き方改革や短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等についての周知・啓発を行い、テレワークの導入など多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を働き掛けます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
37	所定外労働時間短縮の促進	心身ともに豊かでゆとりのある生活を実現し、男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立ができるように所定外労働時間の短縮について啓発します。また、市役所において、職員の時間外勤務の縮減を推進します。	職員課 人権・男女共同参画課 商工労働課
38	働き方の見直しに関する情報発信	多様な生き方・働き方について、様々な機会を捉えてロールモデルの発信に努めます。	人権・男女共同参画課 商工労働課

## (17) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の促進

市職員に家庭生活への参画を促し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の醸成を図ることにより、市職員の職業生活と家庭生活の両立の推進に取り組みます。

また、男性職員の育児休業制度利用を促進するため、関連する制度の周知を図るとともに、所属長から対象職員への直接的な働きかけや働き方改革の推進による職場環境整備に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
39	市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進	市職員に家庭生活への参画を促し、仕事以外の生活の充実への職員意識の高揚を図ることにより、市職員の職業生活と家庭生活の両立推進に取り組みます。	職員課
40	男性職員の育児休業取得率向上への取組	男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、制度の周知などを図るとともに、所属長からの対象職員への直接的な働き掛けや職場の雰囲気づくりに努め、働き方改革の推進による職場環境の整備などの取組を行います。	職員課 全 課

## (18) 子育てや介護等の支援の充実

保育サービスや地域における子育て支援・介護支援を充実させ、誰もが安心して仕事と育児・介護が両立できる環境整備を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現への基盤づくりを進めます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
41	保育・児童育成に関する情報提供	子育て支援や保育・児童育成に関する情報について、各種ガイドブックやホームページ、ながのわくわく子育てLINE、子育て応援アプリ「すくすくナビ」等で情報提供します。	健康課 子育て支援課
42	多様な就労形態にあった保育の充実	働く親の多様な就労形態にあった延長保育・一時預かり・乳児保育・病児保育等の保育サービスの充実を諸団体と連携し、推進します。	保育・幼稚園課
43	安心して社会参画できる子育て支援の充実	「こども相談室」で、0歳～18歳までの子どもと保護者の様々な不安や悩みに対する相談を行います。また、「地域子育て支援センター」などで、育児情報の提供や育児相談、子育て親子の交流事業等を行うなど、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課 保育・幼稚園課
44	放課後子ども総合プラン事業の充実	小学校通学区域ごとに、既存施設のほか小学校施設を活用し、安全、安心な放課後の居場所及び多様な体験・交流の機会を提供して児童の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援します。	こども政策課
45	ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域において乳幼児や小学生等の児童の預かりの援助を依頼する者と援助を提供する者の相互支援組織である「ファミリー・サポート・センター」事業を充実させ、利用を促進します。	保育・幼稚園課
46	介護支援に関する情報提供と相談機能の充実	介護に関する情報を収集・提供し、介護が円滑に行われるように支援します。また、「地域包括支援センター」等を拠点に相談機能の充実を図ります。	地域包括ケア推進課 介護保険課

### (19) 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進

いわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景とした、従来の男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護等の女性への偏重を見直し、多様な生き方や働き方への啓発に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
47	男性の家庭生活への参画意識の醸成	家庭における、男性の家事や育児、介護への参画を促進するため、各種講座等を開催します。また、家事や子育てへの参画等の促進にもつながる男性の働き方、休み方への意識啓発に取り組みます。	人権・男女共同参画課 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 健康課 商工労働課 家庭・地域学びの課
48	男性の地域活動への参画意識の醸成	男性が地域活動にも参加できるよう学習機会を提供するとともに、男女共同参画の視点を持って地域活動を行うよう啓発します。	人権・男女共同参画課

## 基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり

【関連するSDGs】



### 主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV防止法に基づく市町村基本計画】

男女間における、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、性暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、個人の尊厳を害するもので、男女共同参画社会の実現に大きな障壁となっています。

性や性別に関わるあらゆる暴力の未然防止と根絶に向けて、社会的な理解の促進と被害者の支援のための相談支援、安全確保、児童虐待等関係機関と連携した対応の強化を図ります。

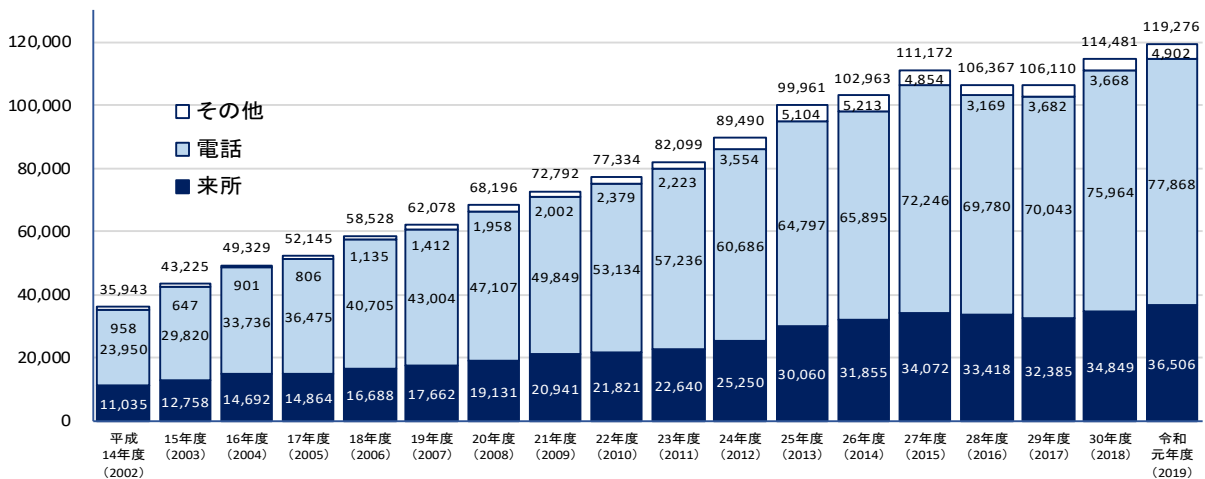
#### 【現状と課題】

##### (1) DV相談件数の増加

全国的に配偶者からの暴力等の認知件数はここ数年高水準で推移しており、普及啓発活動などにより、被害者が顕在化しています。また、DV被害から婚姻関係や交際関係を解消しても、つきまとい等の行為が続きストーカー事件に発展することもあります。【図5-1】

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われることもあり、DV被害者が加害者に対する恐怖心から子どもへの暴力を制止できなくなるなど、児童虐待と深く関連し、虐待が深刻化する場合もあります。

【図5-1】配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等の年次推移(全国)

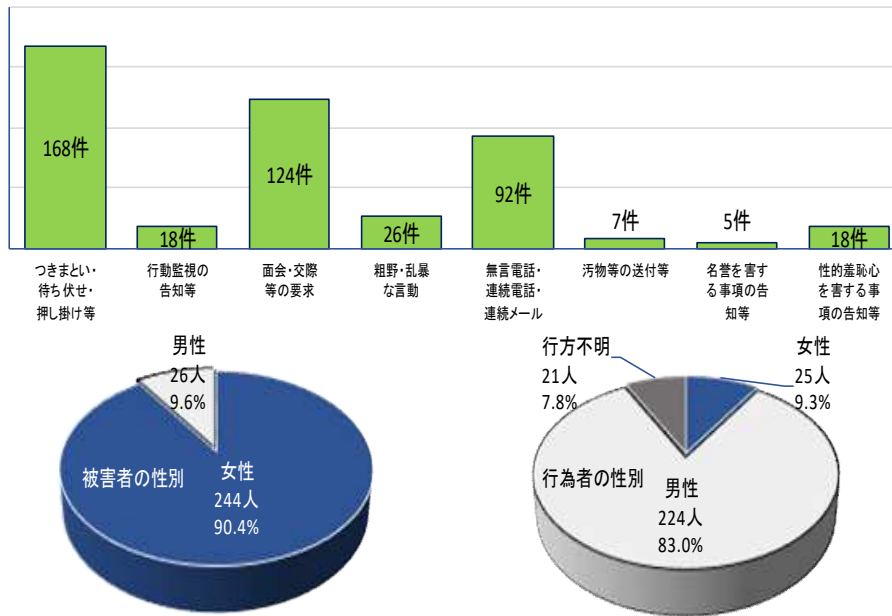


1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。
  2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
  3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)の法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上。なお、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
  4. 法改正を受け、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
  5. 法改正を受け、平成26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。
  6. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。
- (出典)内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」

## (2) ストーカー被害の深刻化

近年、ストーカー行為等の被害が深刻な社会問題となっております。SNS等のコミュニケーションツールの広がりにより、その行為形態が多様化、複雑化するとともに、その被害者の低年齢化が進んでいます。【図5-2】

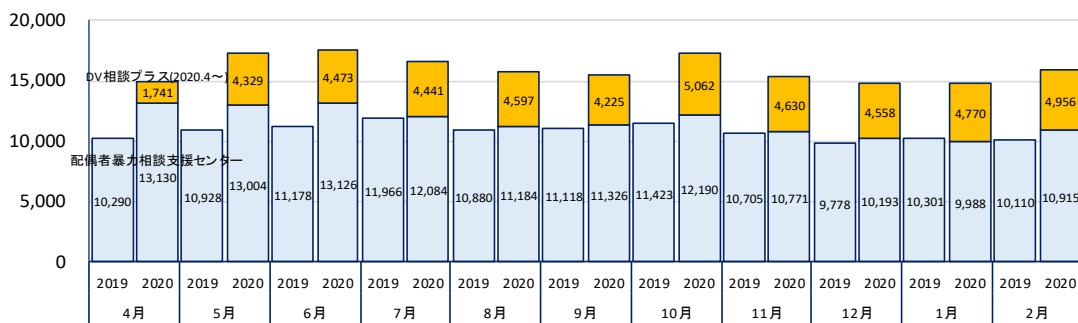
【図5-2】令和2年度ストーカー事案の実態(長野県警察)



## (3) 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うDV被害への影響

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、外出自粛や在宅勤務、休業や失業が増加したことによる社会的な閉塞感も高まっています。家庭内の暴力の増加や深刻化が見られるようになり、女性に対する暴力の助長が懸念されています。【図5-3】

【図5-3】コロナ下の女性への影響について(DV相談件数の推移)



(出典)内閣府男女共同参画局調べ  
全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年3月31日時点の暫定値。

## (4) 啓発の推進及び相談・支援体制の充実

配偶者等に対する暴力は決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、本市の実態に即した相談支援や啓発事業の促進が求められています。

暴力の未然防止には、若い世代への理解促進が必要であり、若年層に身近なSNS等を活用して、相談体制の充実も検討する必要があります。

## 【基本施策】

### (20) 女性に対するあらゆる暴力根絶のための広報、啓発の推進

配偶者からの暴力や交際相手からの暴力等は、犯罪となる行為をも含み、人権を踏みにじる決して許されるものではありません。また、その被害者の多くは女性であり、それらが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発を促進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
49	配偶者等への暴力行為を許さない意識づくり	DVなど、配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのため、市民の意識を変えていくための広報活動を充実し、市民を対象とした研修会、講演会を開催するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課 子育て支援課
50	若年層等への暴力行為を許さない意識づくり	デートDVの防止や将来のDVの防止に向けて、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供します。	人権・男女共同参画課
51	暴力に対する女性への危機管理に関する啓発	女性に対する暴力の現状について情報提供し、危機管理意識を高めると共に、実際に被害にあったときの対処方法についての講座等を開催します。	人権・男女共同参画課

### (21) DV被害者に対する相談体制の整備、充実

相談は、被害者支援の入口でもあることから、個々の状況を見極め、安全と安心の確保を図りながら適切な支援につないでいく必要があります。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
52	相談窓口の充実	日常生活で複雑・多様化する様々な課題解決のための相談に対応します。また、被害者が気軽に相談できるよう専門の相談員を配置し、相談窓口の充実と周知に努めます。	人権・男女共同参画課 子育て支援課
53	暴力を受けている人に対する相談機能の充実	被害が潜在化したり、深刻化する前に相談できるよう、また、被害者の心のケアや適切な支援につなげられるよう相談機能の充実を図ります。	子育て支援課
54	相談機関相互の情報共有	庁内外の関係機関が実施している相談の中で、暴力の実態を見逃さず、適切な支援につなげられるよう、被害者本人の意思や個人情報に留意しながら連携を図ります。	人権・男女共同参画課 子育て支援課 関係各課

55	相談員等の資質向上及び研修の充実	DVの特性理解など専門性の向上を図るため、相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないように、相談員のメンタルヘルズに配慮します。	人権・男女共同参画課 子育て支援課
----	------------------	---	----------------------

## (22) DV被害者の保護体制及び自立支援の充実

DV被害者の安全確保を最優先するとともに、被害者自身の意思を尊重しながら保護や適切な支援を行うため、庁内の関係各課との連携強化や、県域内外の関係機関との広域的連携体制の構築を図ります。

また、被害者の就業支援や住宅確保、子どもへのケア等、長期的な視点による被害者の自立に向けた切れ目のない総合的な支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
56	被害者の安全確保	県女性相談センターや警察への同行支援のほか、緊急時においては、保護を迅速かつ適切に行い、被害者の安全確保に努めます。 また、加害者から被害者を保護するため、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。	子育て支援課
57	被害者やその子どもへの支援の充実	被害者やその子どものために、一時保護施設での入所や、関係機関と緊密な連携を保ち、被害者の立場を十分に考慮した対策を推進します。	子育て支援課
58	経済的支援や生活支援	子どもの養育等を含め被害者の心身の健康の回復や生活基盤の安定と、自立した社会生活が再建できるよう関係機関と連携し、支援を行います。	子育て支援課 関係各課
59	関係機関との連携強化	被害者の負担軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するため、被害者本人の意思を尊重しながら、庁内外の関係機関で情報の共有を図り、切れ目のない支援を行います。	子育て支援課 関係各課

## 主要課題6

## 困難を抱える女性が安心して暮らせる支援と多様な性の尊重

高齢や外国籍、ひとり親家庭、引きこもり、障害があることなど複合的に困難な状況に置かれている女性は、経済社会における男女の格差や慣行・慣習等を背景とした性差による偏見によって、貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

人生100年時代を迎え、すべての女性が生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることができるよう、生活上の困難を抱えている方がその状態から早期に脱し、安心・安全な生活環境で暮らすための支援を行うとともに、他機関との連携強化促進と就労支援や能力向上のための機会確保を図ります。

また、多様な性を認め合う社会の実現のため、市民が性的指向や性自認に関する正しい理解と認識を深め、社会全体で多様な性を尊重する環境づくりを進めます。

### 【現状と課題】

#### (1) 貧困等生活上の困難を抱える女性の増加

男女の経済的な状況の違いなどから、女性は貧困などの生活上の困難に陥りやすい傾向があります。特に、高齢や外国籍、若年無業者や非正規職シングル、ひとり親家庭、障害があるなど社会的な困難を抱えている方は、女性であることによって更に複合的に困難を抱える場合があります。【表6-1】

非正規職シングルの女性は就職氷河時代に多く、不本意にも非正規職に就いている割合が高いとされています。また、単身の高齢者も増加を続けており、特に単身の高齢女性は収入が低い傾向にあります。【図6-1】

【表6-1】母子世帯と父子世帯の状況(厚生労働省 平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要)

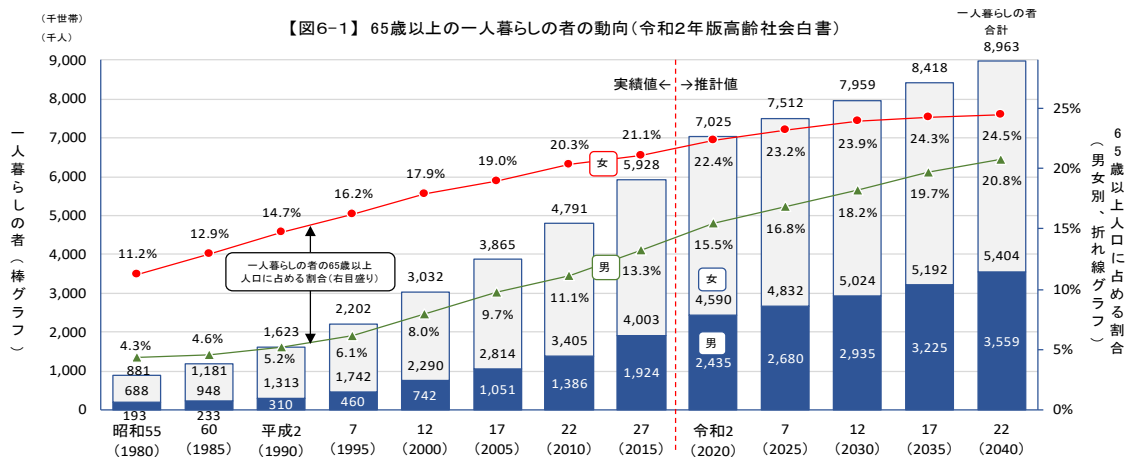
	母子世帯		父子世帯	
1 世帯数[推計値]	123.2万世帯 (123.8万世帯)		18.7万世帯 (22.3万世帯)	
2 ひとり親世帯になった理由	離婚	79.50% (80.80%)	離婚	75.60% (74.30%)
	死別	8.00% (7.50%)	死別	19.00% (16.80%)
3 就業状況	81.80% (80.60%)		85.40% (91.30%)	
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.20% (39.40%)		68.20% (67.20%)	
うち 自営業	3.40% (2.60%)		18.20% (15.60%)	
うち パート・アルバイト等	43.80% (47.40%)		6.40% (8.00%)	
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243万円 (223万円)		420万円 (380万円)	
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円 (181万円)		398万円 (360万円)	
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348万円 (291万円)		573万円 (455万円)	

※( )内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。





資料:平成27年までは総務省「国勢調査」による人数、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)2018(平成30年推計)」による世帯数  
 (注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯(1人)」のことを指す。  
 (注2)棒グラフ上の( )内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計  
 (注3)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

## (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大がもたらす影響

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、社会的に弱い立場にある方に深刻な影響をもたらしています。特に、非正規職の女性は雇用環境が不安定で収入も低く、シングルやひとり親世帯などにおいては、経済的な影響がより深刻化しやすくなっています。

## (3) 外国籍市民への支援の充実

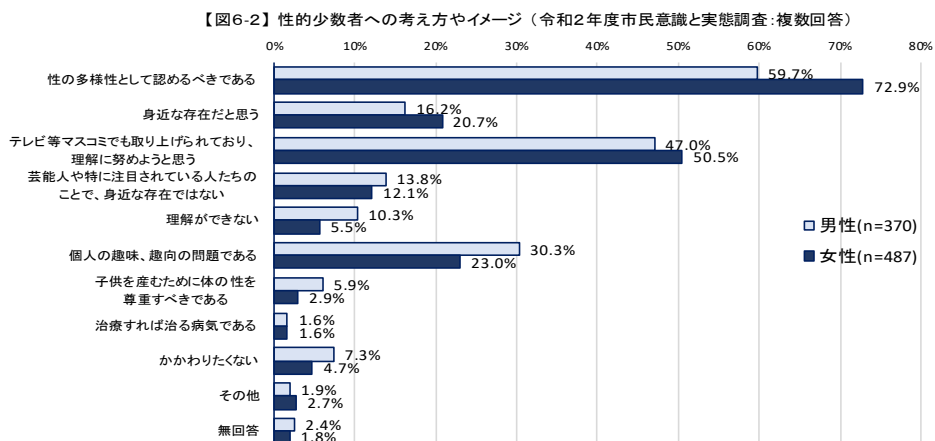
外国人は、言語、生活習慣、文化や価値観などを背景に、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることによって更に複合的な困難に置かれていることがあり、多言語による情報提供や相談体制の整備が求められています。

## (4) 障害者が安心して暮らせる環境づくり

障害があることを理由に社会的困難を抱えている方は、偏見を背景に困難を抱えることがあることから、正しい理解を広め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりが求められます。

## (5) 多様な性の在り方への理解と支援の促進

性的マイノリティへの誤解や理解不足から生じる偏見や差別を恐れてカミングアウトしていない人も多くとされ、可視化されにくい状況にあります。周囲の差別や偏見を解消するためには、正しい知識を身につけ、理解を深める取組を進めるとともに、当事者への支援も求められています。【図6-2】



## 【基本施策】

### (23) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援に取り組みます。また、女性は正規雇用につきにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっていることから、雇用に関連して貧困などの問題を抱える人に対する支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
60	ひとり親家庭のための環境整備	正規雇用により有利となる免許・資格取得を促進するための教育訓練及び養成訓練に係る経費を給付することで、経済的に自立して子育てができるよう支援します。	子育て支援課
61	ひとり親家庭支援に関する情報提供と相談機能の充実	様々な生活上の困難や養育費等自立に向けた相談に応じ、支援制度等の情報提供を行うとともに、困難を抱えた女性の置かれた状況に合った適切な支援機関につなぎます。	子育て支援課

### (24) 高齢者・障害者・外国籍市民への支援

高齢者や障害者、在住外国人等、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるための支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
62	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	高齢者及び障害者の社会参画の促進、自立と暮らしを支える地域づくりの推進及び援助の拡充等に努めます。また、外国籍市民への交流事業や相談業務の充実に努めます。	高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 障害福祉課 観光振興課

### (25) 性の多様性への理解の促進

性的指向や性自認に関する正しい理解と認識を深め、多様な性の在り方を受容し、互いに尊重し合うための人権教育や啓発に取り組むとともに、性的マイノリティの当事者や家族等に対する支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
63	多様な性の在り方への理解促進	市民・企業等へ性的指向や性自認に対する企画講座や講演会等の開催を推進します。	人権・男女共同参画課
64	性的マイノリティに関する情報提供と相談支援	性的マイノリティであることを理由として生活上の困難や悩み、生きづらさを抱えている人に対し、その解消に向けた支援に取り組みます。	人権・男女共同参画課

女性も、男性も自らの身体について正しく理解し合い、互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。

生涯にわたる健康保持の実現のため、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実が求められています。

特に女性は、思春期から妊娠・出産、更年期、高齢期など人生の各段階において変化が大きく、男性とは異なる特有の健康課題があることから、心身の適切なサポートが得られるよう支援します。

また、女性が自らの意思で妊娠・出産を選択し、健やかに社会で暮らすことができるよう、若い世代への性に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

【現状と課題】

(1) 性に関する正しい理解の促進

健全な家庭や職場環境づくりのため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念を踏まえ、男女が共にその健康状態に応じて適切に自己管理することができるような支援体制の整備が求められます。

(2) 生涯にわたる健康の確保

男女ともに生涯を通じて健康を保つために、がんの予防・早期発見のための検診率の向上、更年期の男女の健康問題や不定愁訴等への対応が必要であり、ストレス等によるうつ病の発症等こころの健康や、薬物・アルコール依存への対応、喫煙による健康への影響なども問題になっていきます。

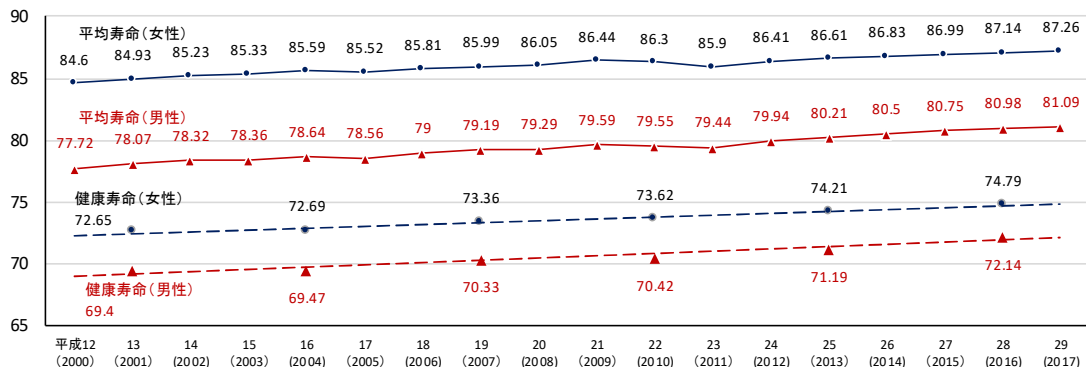
(3) 妊娠・出産期の健康管理の支援

女性は、妊娠や出産をする可能性があることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。近年、女性の就業率の増加、生涯出生数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などライフサイクルが変化しており、これらを踏まえた支援が必要と考えます。

(4) ライフステージに応じた心身の健康管理の支援

男女ともに平均寿命が延びているなかで、健康寿命との差は大きな開きがあります。人生100年時代の安心の基盤である健康の実現に向けて取り組んでいく必要があります。【図7-1】

【図7-1】平均寿命と健康寿命の推移(男女別)(令和元年版男女共同参画白書)



## 【基本施策】

### (26) 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり

男女が互いの心身を十分に理解し合うとともに、異なる健康上の問題に直面しても尊重し合う意識の醸成を図るため、正しい知識や情報の提供・啓発に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
65	女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての教育・学習機会の充実	学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた女性の性と生殖に関する健康と権利の啓発に取り組みます。 中学、高校、大学等の生徒・学生を対象とした「性の出前講座」を実施します。また、「思春期ピアカウンセラー養成講座」を県と共催します。	人権・男女共同参画課 健康課 保健給食課
66	地域における性と生殖に関する正しい知識と意識づくりの推進	地域において、思春期の子どもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります	人権・男女共同参画課 健康課

### (27) 妊娠・出産期の健康保持増進のための支援

個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等の希望が実現できるよう、妊娠・出産・子育て期にわたる支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
67	女性特有の健康に関する相談機能の充実	女性の疾病予防と健康増進を図る健康に関する相談や妊産婦・乳幼児に関する相談を実施します。	健康課
68	妊産婦の支援	安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を支援するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。	健康課
69	性感染症予防対策の充実	エイズや性感染症について、相談・検査を実施することにより、感染者の早期発見・早期治療に努めると共に、予防意識について啓発します。	健康課
70	不妊に悩む男女への支援	子どもを持つことを望んでいるにも関わらず、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。	健康課

### (28) 更年期、高齢期の健康の保持増進のための支援

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図り、更年期・高齢期の健康保持対策に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
71	生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種検診の充実などにより、女性のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進します。	健康課

## 基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【関連するSDGs】



### 主要課題8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

男女が互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着していくことが重要です。

固定的な性別役割分担意識の是正は進んでいるものの、依然として性差に関する偏見・固定観念や、無意識の思い込みは根強く残っており、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。この意識から脱却し、男女共同参画の理念を根付かせるため、学習や広報・啓発活動の充実を図ります。

また、本市における男女共同参画推進の拠点である長野市男女共同参画センターの機能充実に努め、本市の男女共同参画における取組を推進します。

さらに、ジェンダー平等への取組に関する国際社会の動向や、諸外国の女性の状況等について理解を深めるとともに、地域において性別や国籍に関わらず多様な文化、生き方が尊重されるよう、学習機会の提供等を進める必要があります。

#### 【現状と課題】

##### (1) 「性別による固定的な役割分担意識」や「無意識の思い込み」の解消

「男は仕事、女は家事・育児」といった考え方に反対する市民の割合は、緩やかながらも着実に増えていますが、肯定的な意識に下げ止まりの傾向がみられます。多くの世代に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在すると考えられており、無意識のうちに性別による差別が生じるおそれが指摘されています。

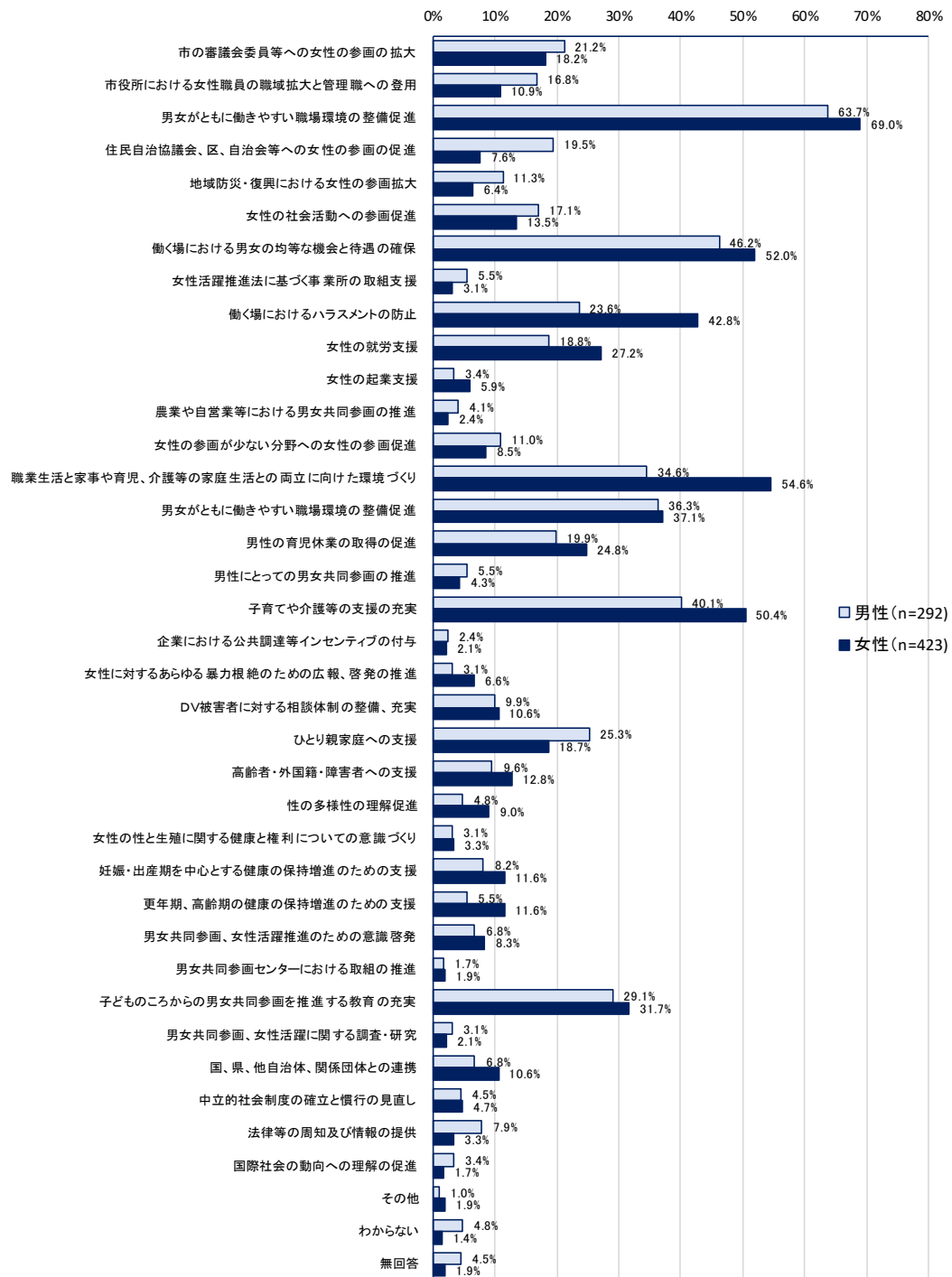
固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、幼い頃から長い期間を経て形成されがちであるとも言われていることから、学校での教育や、若年層に向けた啓発に取り組み、性別による固定観念が生じないようにしていく必要があります。

未来を担う子ども達が、男女共同参画を正しく理解し、無意識のうちに実践できる大人に成長できるよう、長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めるとともに、生涯を見通したキャリア教育の推進が極めて重要です。

## (2) 社会制度や慣行等の見直しと意識改革の推進

社会全体の機運を醸成するため、家庭、地域、職場、学校、メディア等あらゆる場を通して、幼児から高齢者まで幅広い層をターゲットに、男女共同参画を親しいやすく、分かりやすいものとする取組が必要と考えます。【図8-1】

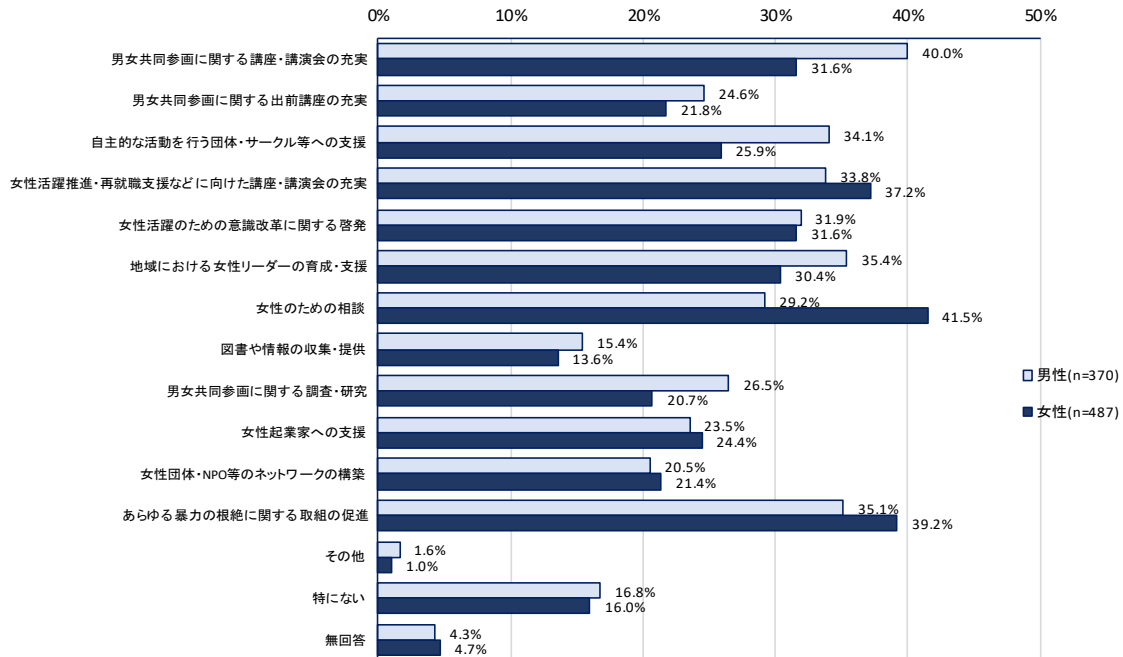
【図8-1】 男女共同参画社会の実現のため行政が重点的に取り組むべき事柄  
(令和3年度市民意識と実態調査:複数回答)



### (3) 男女共同参画・女性活躍推進の拠点施設における取組の推進

「長野市男女共同参画センター」は、市の男女共同参画・女性活躍を推進する市民活動の拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、様々な情報発信に努めるとともに、効果的・効率的な事業の企画立案など総合的な企画調整機能を強化する必要があります。【図8-2】

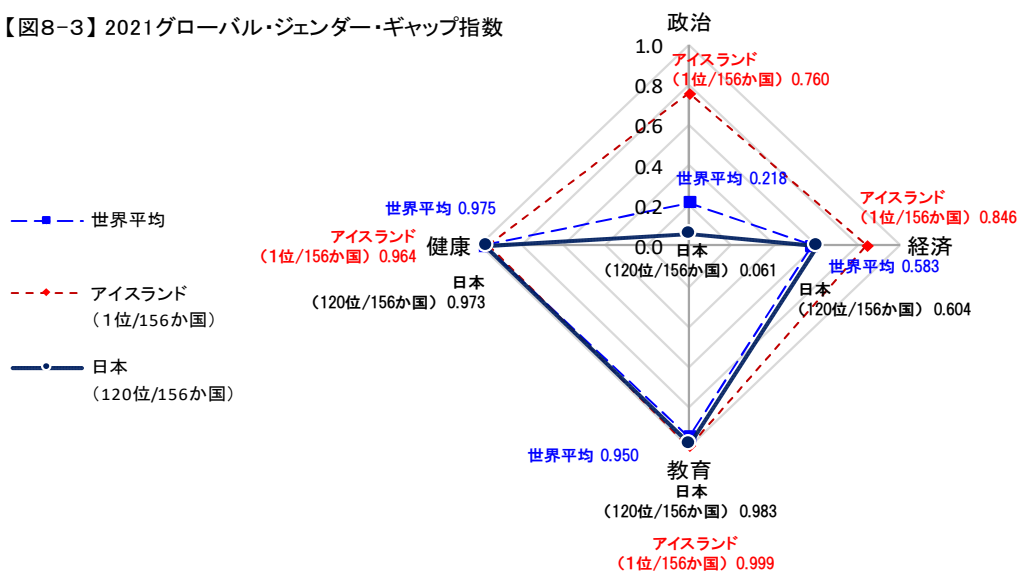
【図8-2】「長野市男女共同参画センター」に期待する役割（令和2年度市民意識と実態調査：複数回答）



### (4) 国際交流・国際協力の推進

男女共同参画に関する市民の国際理解を深めるため、国際的なジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策へ反映するとともに、国際社会の動向について情報収集を図り、学習機会の提供等により理解の促進を図る必要があります。【図8-3】

【図8-3】2021グローバル・ジェンダー・ギャップ指数



## 【基本施策】

### (29) 男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発

広報紙や市政放送番組、ホームページなど様々な広報媒体や、あらゆる機会を活用し、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画、女性活躍推進の視点からの広報・啓発活動に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
72	広報ながの・情報紙等による啓発	広報ながの、情報紙(With You)、市政放送番組及び市ホームページ・SNSなどインターネットメディアの活用により、男女共同参画に関する情報を発信します。	広報広聴課 人権・男女共同参画課
73	結婚支援における男女共同参画意識の醸成	結婚を希望する人の出会いの場の創出支援や結婚を応援する機運の醸成などの市の結婚支援の取組において、男女共同参画の視点を取り入れた講座などを開催します。	人口増推進課
74	男女共同参画の視点に立った情報の発信	市の刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点に立った表現の徹底を図ります。	人権・男女共同参画課 全 課
75	男女共同参画週間の活用	国で定める男女共同参画週間に合わせ、重点的に啓発活動を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	人権・男女共同参画課

### (30) 男女共同参画センターにおける取組の推進

男女共同参画や女性活躍推進は、女性のエンパワーメントの促進や、市民・地域・企業等における取組が不可欠であることから、これらの取組を一層促進するための拠点施設である男女共同参画センターにおいて積極的な事業展開に取り組みます。

また、オンラインを活用した事業のデジタル化を進めるとともに、他の市有施設を活用した講座を開催するなど、地域バランスも配慮した取組を推進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
76	講演会や講座等の開催	性別による固定的な役割分担意識の是正のための講演会、講座等を開催し、男女共同参画についての理解を深める啓発活動に努めると共に、メディア・リテラシーの向上や女性のエンパワーメントを図ります。	人権・男女共同参画課
77	市民参画型の意識啓発活動の支援	市民自らの発想に基づき、身近なテーマを話し合う講座やシンポジウムの開催を通じ、市民参画型の意識啓発活動を支援します。	人権・男女共同参画課
78	団体活動への支援	社会活動への女性の参画を進めていくため、各種団体活動を支援します。	人権・男女共同参画課
79	相談機能の充実	様々な悩みや問題を抱える女性のため、相談者に寄り添いながら、関係機関との連携により相談機能の充実に努めます。	人権・男女共同参画課



80	情報の収集と提供	男女共同参画に関する各種資料、国際的な動向などの情報を収集し、男女共同参画センターの情報収集機能の充実を図ることにより、市民が男女共同参画について理解を深め、実践につなげるための情報を提供します。	人権・男女共同参画課
----	----------	--	------------

### (31) 子どものころからの男女共同参画を推進する教育の充実

未来を担う子ども達の発達段階に応じ、固定的な性別役割分担にとらわれず、男女共同参画への意識を育むため、性別に関わりなく一人ひとりが、その個性と能力を大切にする教育の充実を図ります。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
81	教育・保育関係者に対する男女共同参画の視点に立った研修の推進	教職員や保育士、幼稚園教諭等の男女共同参画についての理解を深めるための研修を実施します。	保育・幼稚園課 学校教育課
82	男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	男女共同参画の視点に立った性教育及び人権教育を推進し、一人ひとりの適性と個性を尊重した生徒指導・進路指導を推進します。また、男の子、女の子といった固定的な意識を植え付けないよう配慮し、発達段階に応じて、個性を尊重した教育・保育を実施します。	人権・男女共同参画課 保育・幼稚園課 学校教育課

### (32) 男女共同参画、女性活躍に関する調査・研究

本市における男女共同参画及び女性活躍推進の現状を把握し、その課題解決に向けた施策へ反映するための基礎資料となる調査・研究に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
83	市民意識調査の実施と分析	広く市民を対象に、男女共同参画に関する意識調査を行い、その結果を分析し、男女共同参画の施策に反映させます。	人権・男女共同参画課

### (33) 国際社会の動向への理解の促進

国際社会の動向や諸外国の女性の現状などについて、市民理解を深めるための情報の収集や提供を図ります。

施策番号	具体的施策	内 容	関係課
84	国際社会の動向に基づくジェンダー平等への理解促進	世界の女性をとりまく現状や課題などジェンダー平等に関する情報の収集・学習機会の提供などにより、国際社会の動向についての理解促進を図ります。	人権・男女共同参画課

